

第2次 鹿児島県 男女共同参画 基本計画

平成25年度～29年度



は　じ　め　に

人権が尊重され、自分らしく、そして、安心して暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いです。

しかしながら、性別による固定的な役割分担や差別的取扱い、それらによって生じる男女間の格差は、個人の悩みや生活上の困難の背景になるとともに、社会の様々な分野の発展を阻害する要因にもなっています。

男女共同参画社会づくりは、私たちにとって最も身近な人権にかかわる「性別」に焦点を当て、それに起因する様々な問題を解決することにより、“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指す取組です。

この取組は、平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」を法的根拠に、国際社会の動向や国の施策も踏まえつつ、全国で展開されています。

本県においても、平成13年の「鹿児島県男女共同参画推進条例」制定後に初めて策定された「第1次鹿児島県男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現を願う県民一人ひとりの思いと地道な活動に支えられながら、取り組んでまいりました。

このたび、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、今後5年間を計画期間とする「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画に基づき、各般の施策を「男女共同参画の視点」を踏まえて総合的、計画的に推進してまいります。

市町村、事業者及び県民の皆様とともに男女共同参画社会づくりに取り組み、一人ひとりが大切にされ、誰もが幸せを実感できる豊かな社会を、次代を担う子どもたちに確かに引き継ぐことができるよう、御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定に当たり、熱心に御審議いただきました鹿児島県男女共同参画審議会委員の皆様、また、貴重な御意見をお寄せいただくなど御協力いただきました県民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成25年3月

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 基本理念	2
4 基本目標	3
5 重点目標	3
6 戦略的取組	4
7 計画の期間	4
8 計画の体系	5

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢等の変化	6
2 国・県・県内市町村の主な動き	9

第3章 計画の内容

1 施策の体系	11
2 重点目標別施策の方向と概要	
重点目標1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革	15
重点目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実	20
重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進	25
重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	32
重点目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備	43
重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	55
重点目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進	62
重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進	68
重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進	72
3 戦略的取組	77

第4章 推進のあり方

1 県の推進体制	80
2 男女共同参画地域推進員やNPO、事業者等との連携、協働	81
3 市町村との連携、協働	81
・男女共同参画の推進体制	82
・数値目標	83

資料編

1 用語解説	85
2 男女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き(年表)	91
3 男女共同参画社会基本法	95
4 鹿児島県男女共同参画推進条例	101
5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	106

※本文中、*をつけた用語については、P85からの「用語解説」で解説しています。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国の男女共同参画社会^{*}の形成に向けた取組は、女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。

平成11年6月に「男女共同参画社会基本法^{*}」が制定され、「第1次男女共同参画基本計画」(平成12年12月策定)、「第2次男女共同参画基本計画」(平成17年12月策定)を経て、「第3次男女共同参画基本計画」(平成22年12月)が策定され、これらに基づく取組が推進されてきたところです。

本県においては、平成13年12月に「鹿児島県男女共同参画推進条例^{*}」を制定し、これに基づき、「かごしまハーモニープラン」(平成11年3月策定)の課題を踏まえた「鹿児島県男女共同参画基本計画」(以下「第1次計画」という。)を平成20年3月に策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進を図ってきたところです。

その間、平成15年4月には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として、鹿児島県男女共同参画センター^{*}を設置し、平成18年3月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法^{*}」という。)に基づく「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」(以下「鹿児島県配偶者暴力防止計画^{*}」という。)を策定(平成21年3月改定)しました。

平成23年度に第1次計画の進捗状況について中間評価を実施したところ、男女共同参画についての県民の理解や取組は広がりつつあるものの、根強い固定的性別役割分担意識^{*}を背景に、男女共同参画社会の実現には未だ課題が多いことが明らかになりました。

また、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、家族や地域社会の変化、経済の長期的低迷と閉塞感の高まり、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大、経済社会のグローバル化などの社会経済情勢の変化に伴う課題を解決するためにも、男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

このようなことから、中長期的な展望に立って本県の男女共同参画社会の形成に向けた取組を一層推進するため、政策の全体的な枠組みとともに、その方向性と取組内容を示す「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定します。

2 計画の性格

- (1)この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第1項の規定に基づき策定する法定計画です。
- (2)この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第10条第1項の規定に基づき策定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (3)この計画は、市町村が男女共同参画計画を策定し地域の実情や特性に応じた取組を行う際や、民間企業や団体等が男女共同参画社会の形成に向けて活動する際に踏まえる計画です。

3 基本理念

この計画は、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき策定します。

■男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(第3条第1項)

■社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。(第3条第2項)

■政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。(第3条第3項)

■家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようになりますを旨として、行われなければならない。(第3条第4項)

■国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。(第3条第5項)

○計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これらの理念を踏まえた立場や観点のことといいます。

4 基本目標

男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は、"性別にかかわりなく"一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

「一人ひとりの人権の尊重」が、県民一人ひとりの意識に深く浸透し、行動に結びつくことによって、性別にかかわりなく、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を、計画を通して実現するために、次の基本目標を定めます。

一人ひとりの人権が尊重され

- 多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくり
- 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

5 重点目標

第1次計画策定後の社会経済情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するために、次の9つの「重点目標」を設定します。

- ① 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ② 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- ③ 生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- ④ 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤ 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ⑦ 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- ⑧ 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進
- ⑨ 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

重点目標の達成に向けて、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第11条の規定に基づき、様々な分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。

この計画に策定された施策は、男女共同参画についての意識啓発や地域における男女共同参画の推進役となる人材の育成、配偶者等からの暴力対策等、男女共同参画の推進に直接関係する施策だけではなく、男女共同

参画に影響を及ぼすと認められる全ての施策を対象としており、その範囲は広範多岐にわたります。

これら全ての施策が、男女共同参画の視点を踏まえて実施されることにより、その対象となる人や影響を受ける人が、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することができたり、一人ひとりの多様な状況やニーズに対する配慮が行われることになります。それによって、施策の効果は高まり、その固有の目的も達成が図られることになります。

そして、そのようにして実施される施策の積み重ねは、施策間の相乗効果を生み、男女共同参画社会の形成が着実に促進されることになります。

県男女共同参画推進条例

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条

県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

6 戰略的取組

男女共同参画を推進するための施策は広範多岐にわたることから、その中でも、この計画において、緊要な課題解決に向けて重点的、集中的、部局横断的に推進するべき次の6つの取組を、「戦略的取組」として位置づけます。

- ① 子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- ② 産業分野における女性の活躍の促進
- ③ 男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- ④ 女性が働き続けることができ、暮らしていくための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- ⑤ 配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- ⑥ 誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

7 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

8 計画の体系

基本理念

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への共同参画
- 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

(鹿児島県男女共同参画推進条例第3条)

基本目標

- 一人ひとりの人が尊重され
○ 多様な生き方が選択でき、個性や能力が發揮できる社会づくり
○ 誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重 点 目 標

- ①男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革
- ②男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実
- ③生涯を通じた男女の健康の保持・増進
- ④男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- ⑤生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備
- ⑥政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ⑦男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
- ⑧仕事と生活の調和を図るために環境づくりの促進
- ⑨男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

戦 略 的 取 組

- ①子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進
- ②産業分野における女性の活躍の促進
- ③男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備
- ④女性が働き続けることができ、暮らしていくための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実
- ⑤配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実
- ⑥誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

計画期間

平成25年度～29年度(5年間)

推進のあり方

- 県
- ①男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮
 - ②鹿児島県男女共同参画センターの機能充実
 - ③男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
 - ④数値目標の達成に向けた具体的な取組
 - ⑤施策の進行管理の徹底
 - ⑥計画の評価及び施策への確実な反映



第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢等の変化

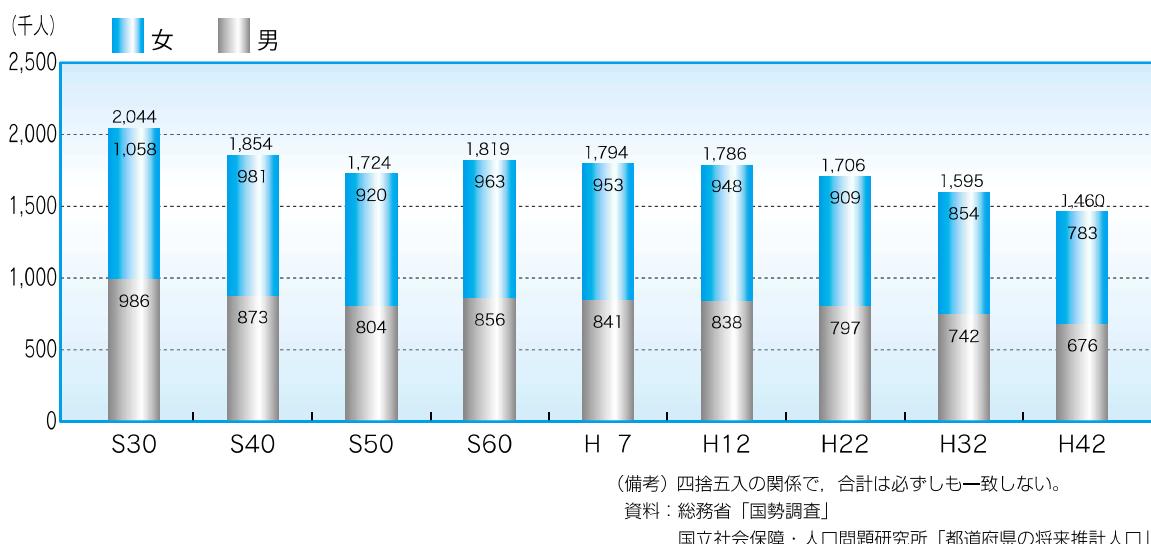
(1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本県の総人口は、昭和30年の約204万人をピークに減少に転じ、平成22年には約171万人となっており、今後、人口減少は加速的に進行することが予測されています。

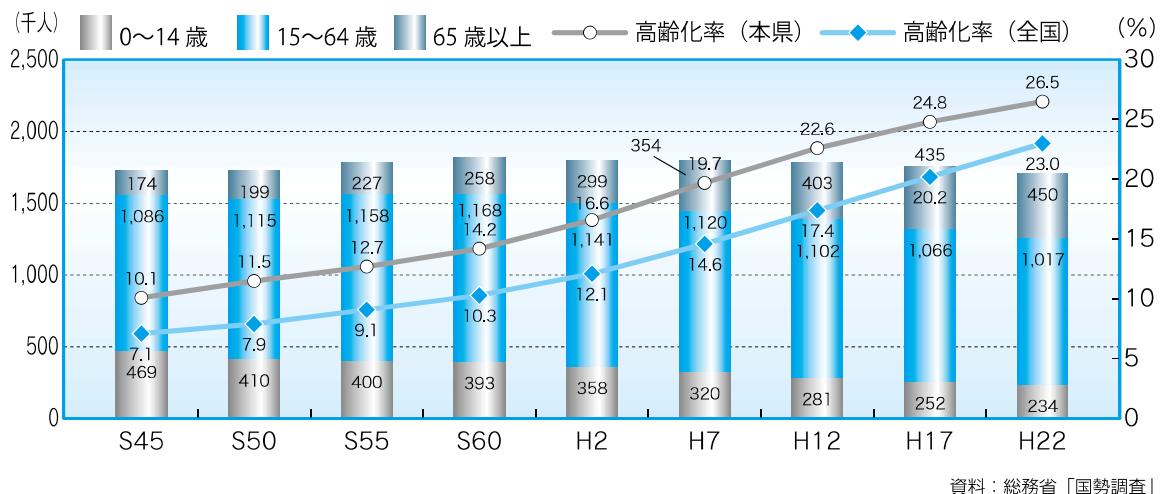
年齢区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、老人人口（65歳以上）は増加してきています。

その結果、本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、昭和45年の10.1%が平成22年には26.5%に上昇し、全国（平成22年23.0%）より高い水準で推移しています。

● 総人口の推移と将来推計[本県]



● 年齢区分別人口及び高齢化率[本県, 全国]の推移



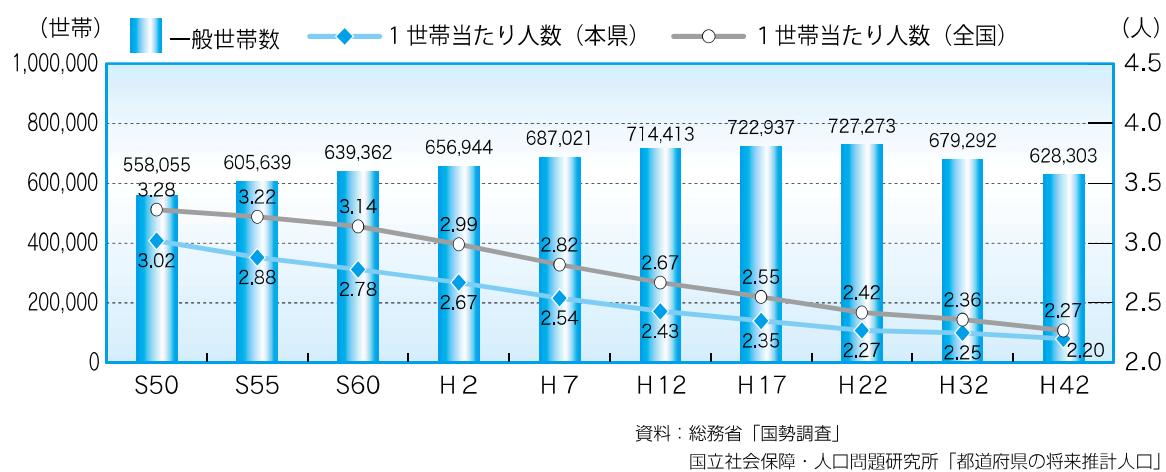
(2) 家族形態等の変化

若年者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯が減少しており、1世帯当たりの親族人員は減少傾向にあります。

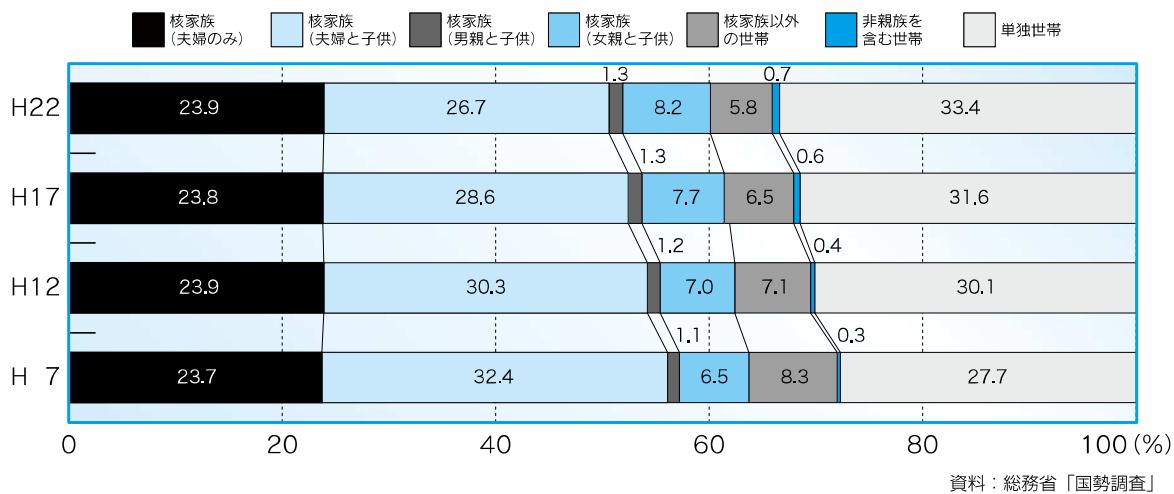
今後は、世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

また、職場・家庭・地域等への個人の帰属意識の多様化等に伴い、人間関係のつながりの希薄化などが見られます。

● 世帯数、世帯当たりの人数の推移と将来推計[本県・全国]



● 一般世帯の家族類型別割合の推移[本県]



(3) 経済の低迷による雇用環境の悪化

日本経済は、平成20年秋以降の世界同時不況に起因する景気停滞の影響を受け悪化し、本県経済も長期的に低迷を続けています。

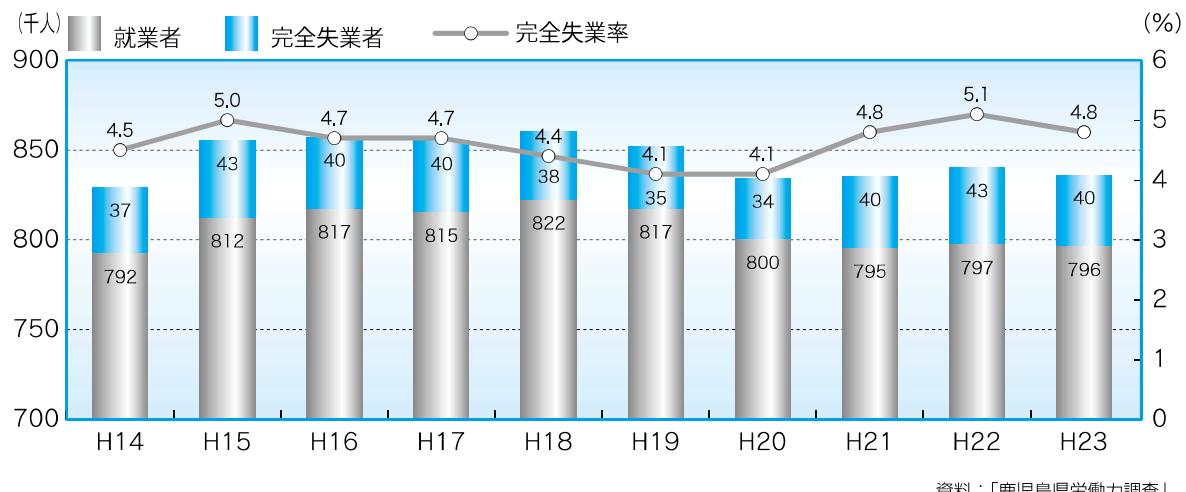
このため、雇用環境は厳しい状況にあり、本県の完全失業者は、平成19年の3万5千人から平成23年は4万人と5千人増加しており、完全失業率も、平成19年の4.1%が平成23年

には4.8%に上昇しています。

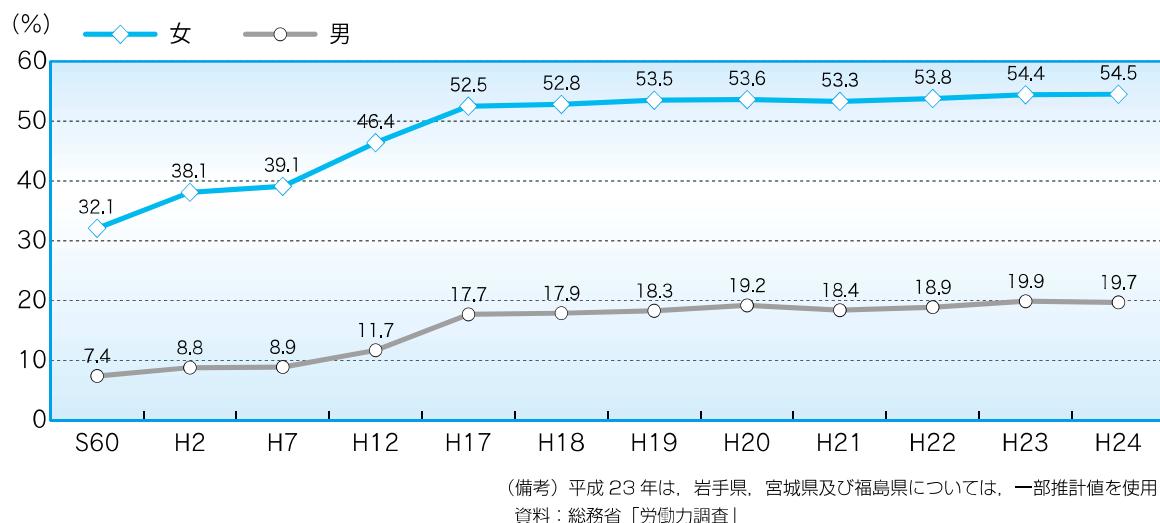
また、非正規就業者の割合は、平成14年から平成19年に、女性は49.9%から52.4%に、男性は13.8%から18.4%に上昇しています。

なお、全国では平成19年から平成24年に、女性は53.5%から54.5%に、男性は18.3%から19.7%に上昇しています。

● 就業者及び完全失業者の推移[本県]



● 非正規の職員・従業員の割合の推移[全国]



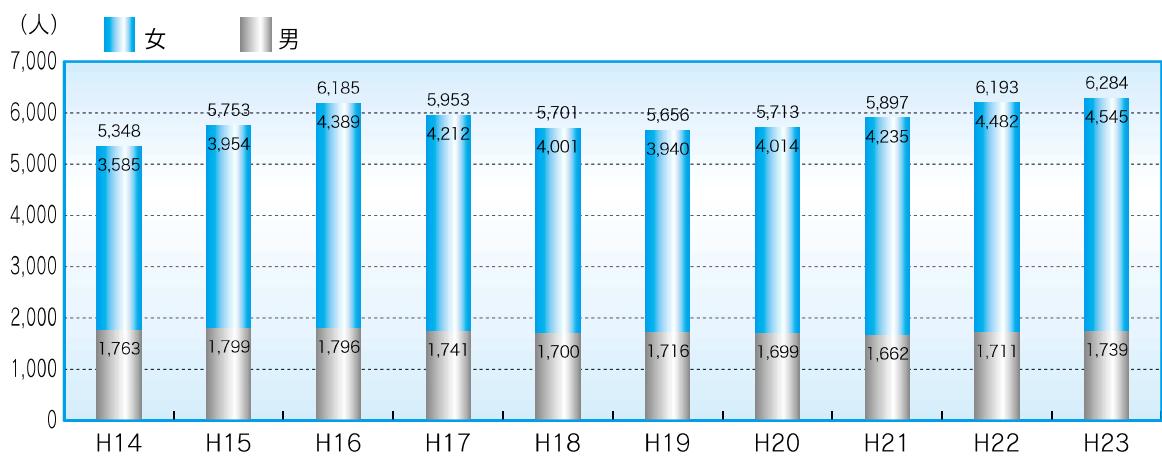
(4) 国際化の進展と国際的な人の移動の増加

国際化の進展等による定住外国人の増加、企業の国際展開による国際的な人の移動の活発化などもみられます。

本県における外国人登録者数は増加傾向にあり、その数は女性が男性よりも多くなっています。

(注) 平成 24 年に外国人登録制度は廃止され、新たな在留管理制度が導入されています。

● 外国人登録者数の推移[本県]



資料：法務省「登録外国人統計」

2 国・県・県内市町村の主な動き

(「第1次計画」策定(H20.3)後の動き。それ以前の動きはP91からの年表を参照)

(1) 国の動き

①「育児・介護休業法」の改正

仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、事業主に対する、3歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度や所定外労働の免除の義務化、男性の育児休業の取得促進などを内容とした「改正育児・介護休業法」が、平成22年6月から施行されました。

②「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の改定

平成22年6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に、ディーセンタ・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）や「新しい公共*」などの新しい概念や考え方や、男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備及び労働者の健康確保・メンタルヘルス対策などの新たな取組が盛り込まれました。

③「第3次男女共同参画基本計画」の策定

平成11年制定の「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえ、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

④「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」の策定

平成24年6月には、女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため、①男性の意識改革、②思い切ったポジティブ・アクション（積極的改善措置）、③公務員からの率先した取組の3つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

(2) 県の動き

①「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定

平成19年7月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し、及びこれまでの県の取組状況を踏まえ、平成21年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を改定しました。

②「鹿児島の男女の意識に関する調査」の実施

平成23年5月から6月にかけて、男女平等や男女の人権、家庭・地域などに対する県民の意識と実態を把握することを目的として、20歳以上の県民を対象に「鹿児島の男女の意識に関する調査」を実施しました。

③「鹿児島県男女共同参画基本計画」(第1次計画)の中間評価の実施

第1次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況、各種統計調査や「鹿児島の男女の意識に関する調査」の結果等を踏まえて、同計画の進捗状況について中間評価を行いました。

(3) 県内市町村の動き

①男女共同参画に関する条例の制定

平成20年3月までに、薩摩川内市、奄美市、南九州市、和泊町が制定していましたが、平成21年4月に伊仙町、平成22年3月に姶良市、平成24年3月に霧島市が制定しました。

②男女共同参画基本計画の策定

平成20年3月までに、鹿児島市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、志布志市、さつま町が策定していましたが、平成20年4月に出水市、平成21年3月に鹿屋市、垂水市、南さつま市、平成22年3月に南九州市、姶良市、平成23年3月に伊佐市、和泊町、平成24年3月に奄美市、長島町、平成24年4月に大崎町、同年11月に肝付町、平成25年3月に十島村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町が策定しました。

③配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する計画の策定

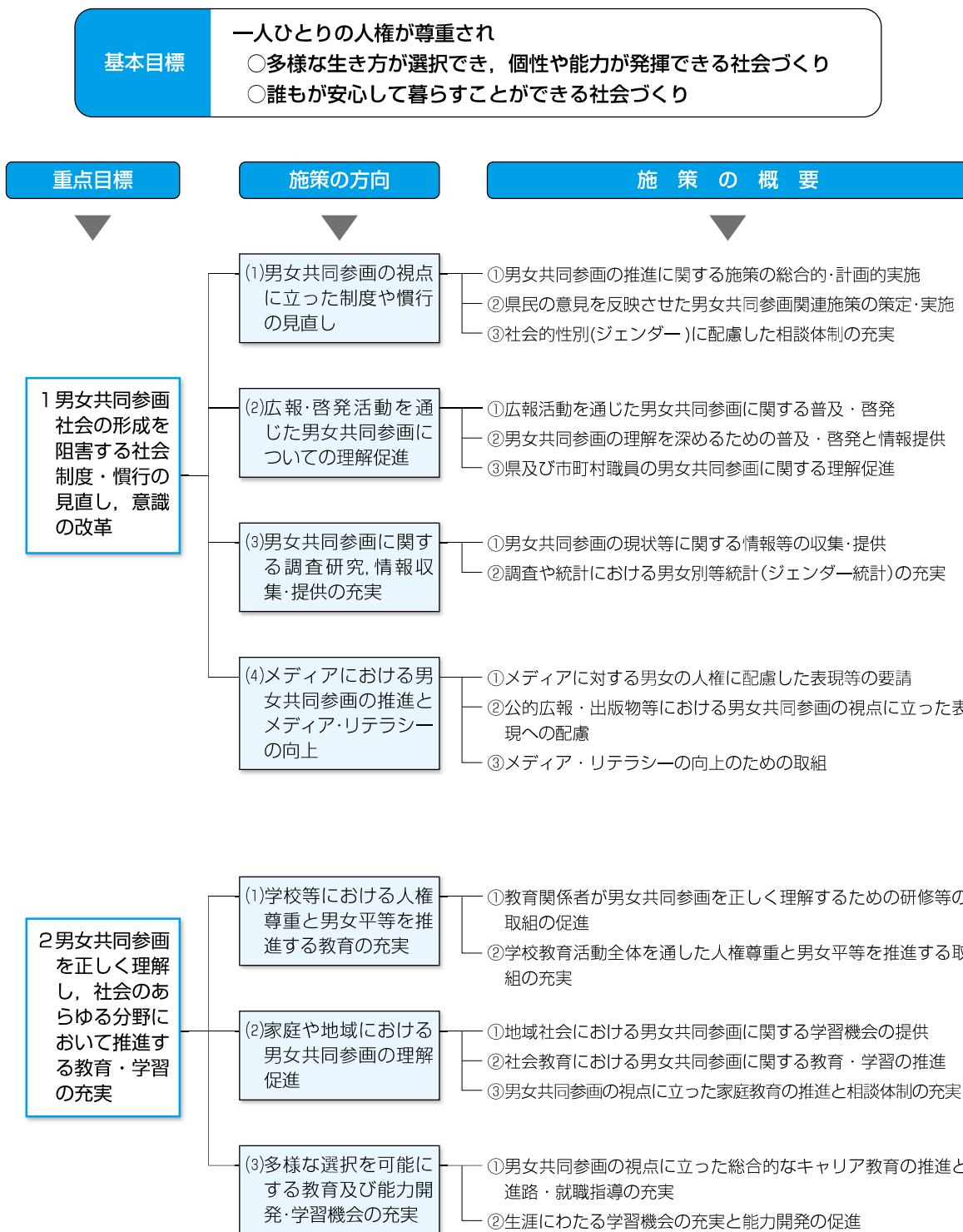
平成22年3月に霧島市、南九州市、平成23年3月に伊佐市、和泊町、平成24年3月に鹿児島市、奄美市、長島町、平成25年3月に薩摩川内市、いちき串木野市、志布志市、姶良市、十島村、瀬戸内町、徳之島町、伊仙町が策定しました。

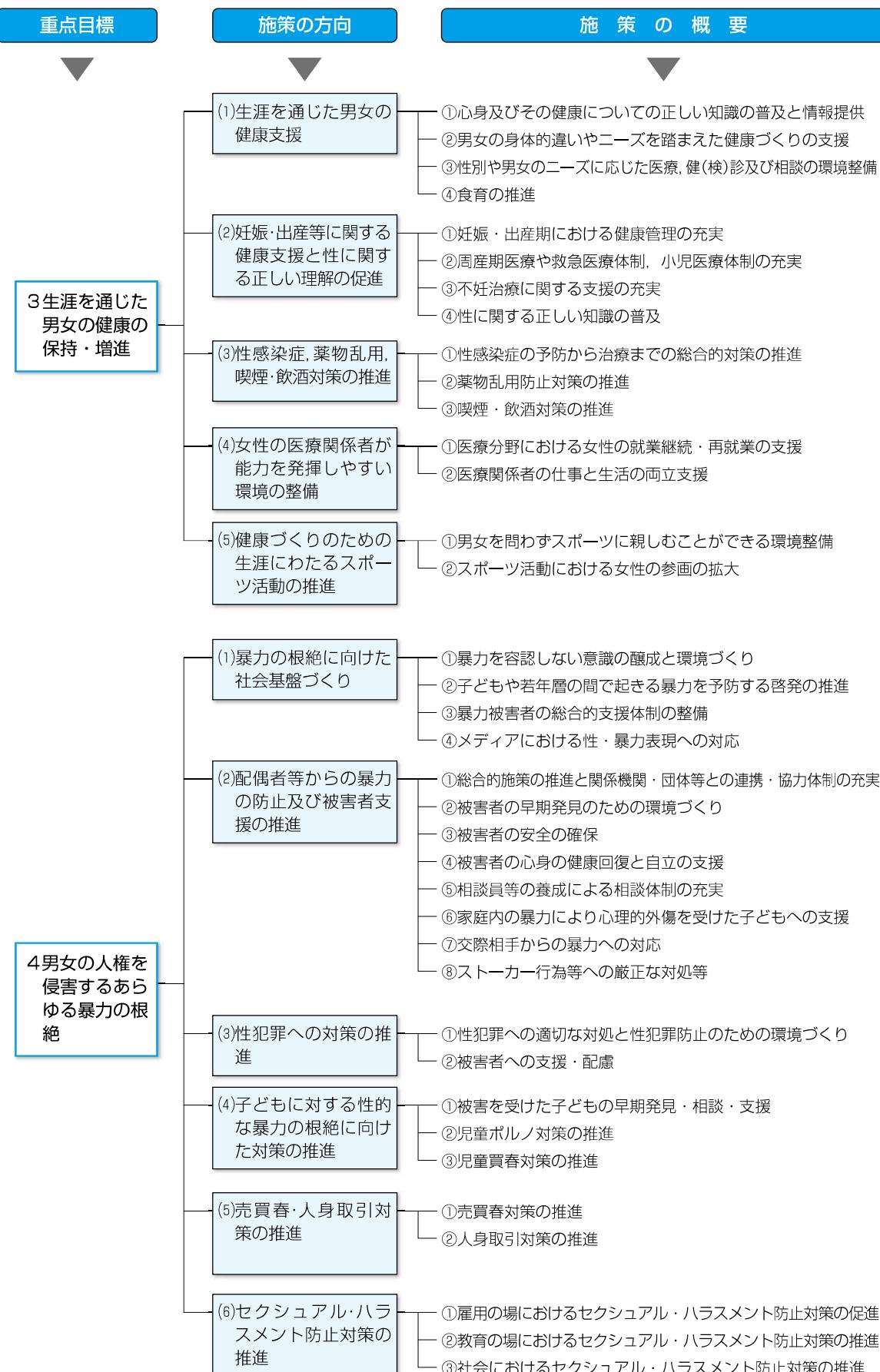
④配偶者暴力相談支援センターの設置

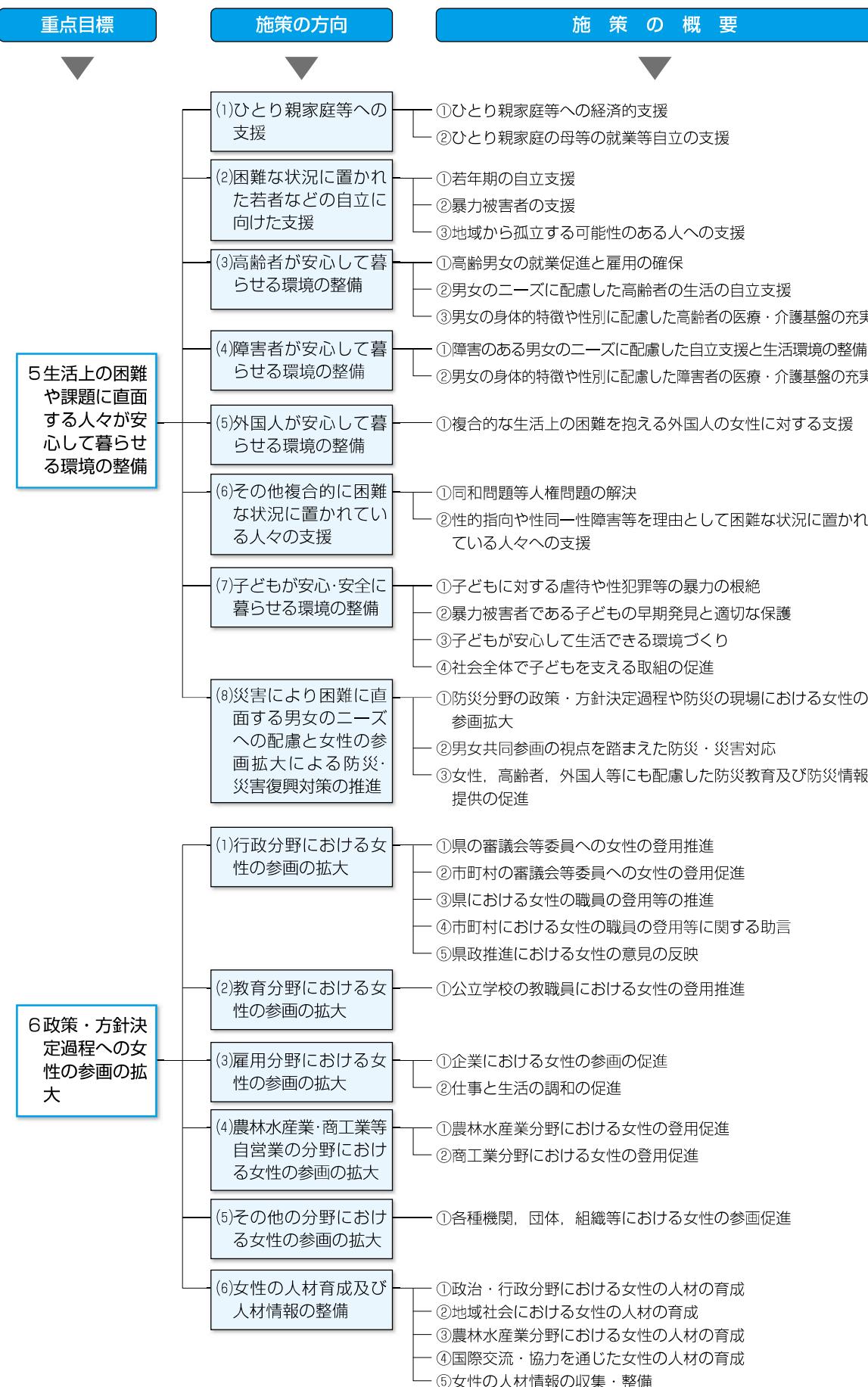
平成23年11月に知名町が設置しました。

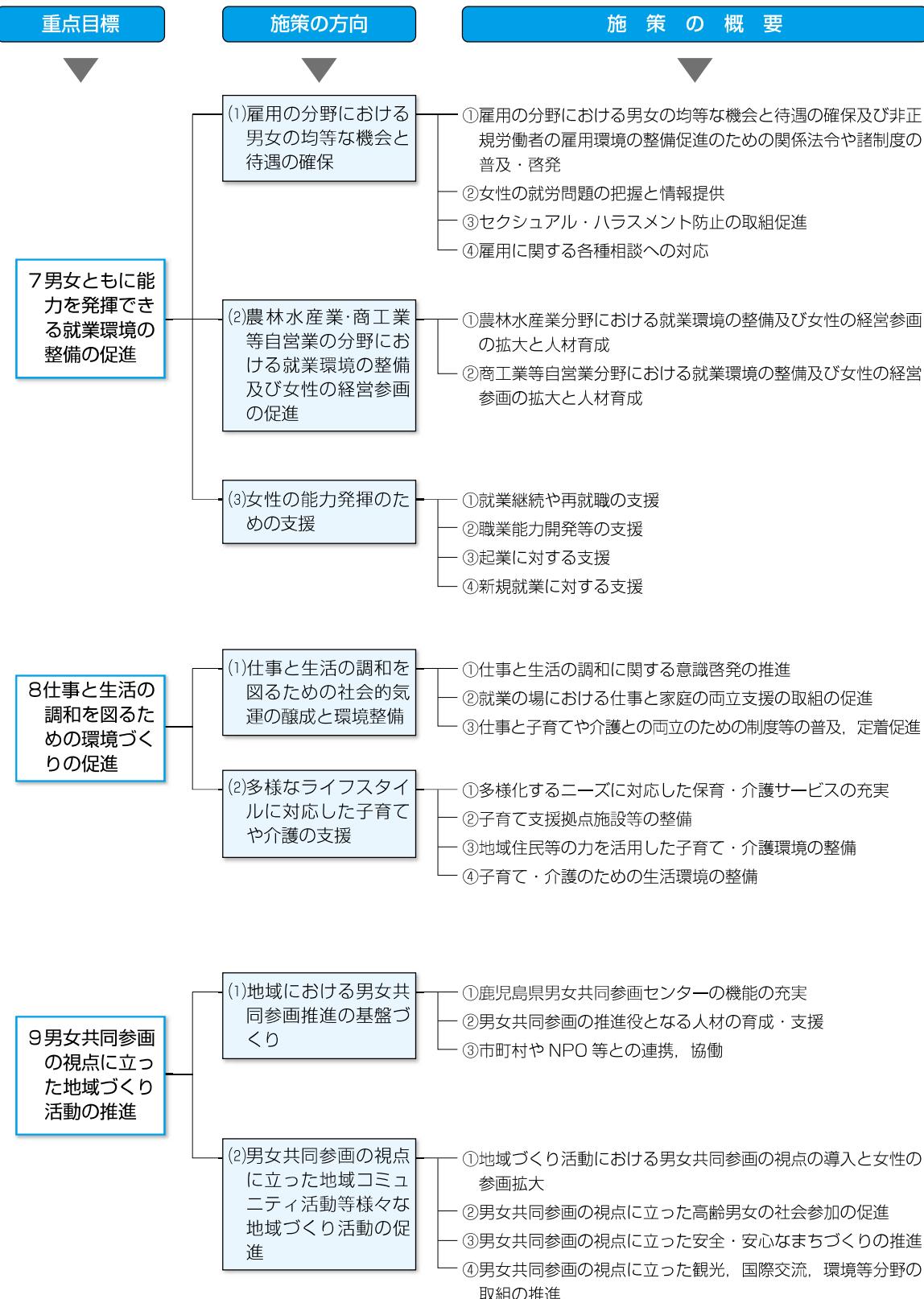
第3章 計画の内容

1 施策の体系









2 重点目標別施策の方向と概要

重点目標

1

男女共同参画社会の形成を阻害する 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

[現状と課題]

社会の制度や慣習は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありますが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらない多様な生き方の選択を阻害し、男女共同参画社会^{*}の形成を阻害する要因となっているものがあります。

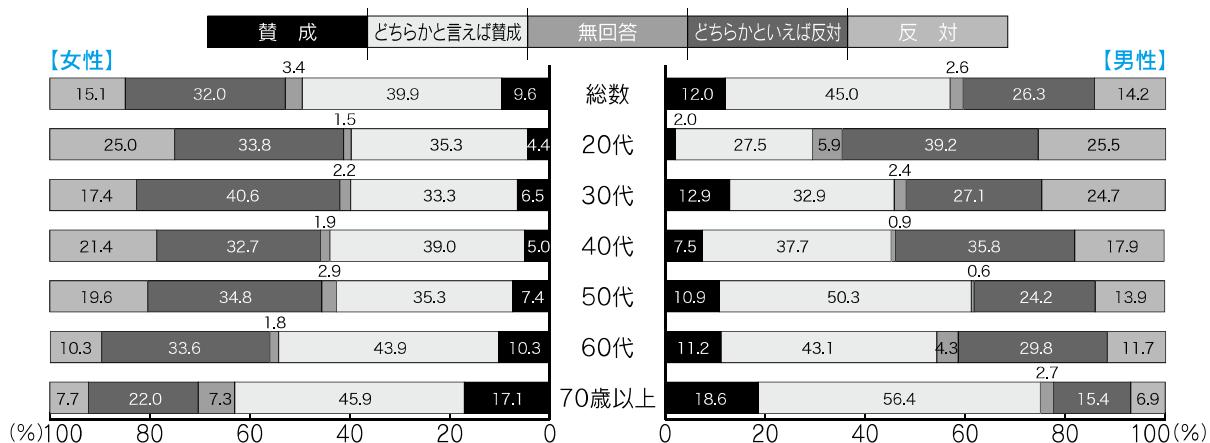
このような制度や慣習は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしごとに影響を及ぼしています。

平成23年に実施した県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識^{*}は依然として根強く、女性より男性の方が、若い世代より高齢世代の方が、その傾向が強くなっています。その一方、社会通念、慣習・しきたりなどで、多くの人が、男性の方が優遇されていると感じており、依然として男女の地位の不平等感が存在します。

このようなことから、県民生活を支える県のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭・職場、学校、地域等における慣習について、固定的性別役割分担意識を助長したり、性別により機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、見直しを進める必要があります。

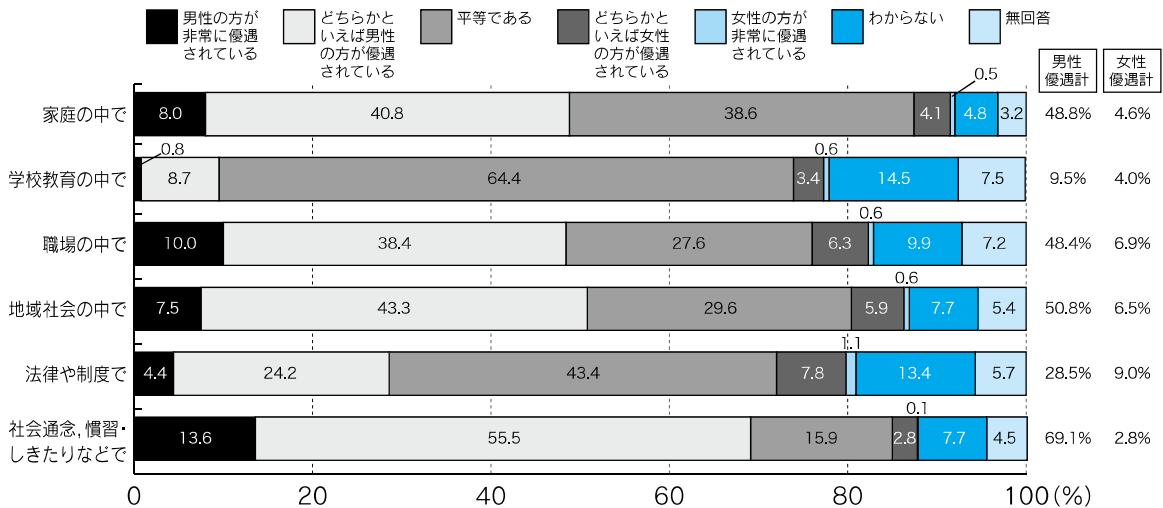
また、男女共同参画の視点から見直さるべき社会制度や慣習への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が県民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について〔本県〕



資料：「平成23年度鹿児島の男女の意識に関する調査」

● 男女の地位の平等感〔本県〕



資料：「平成23年度鹿児島の男女の意識に関する調査」

施策の方向と概要

(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを促進します。

また、性別による差別的な取扱いや性別に起因する人権侵害等により男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある県の施策については、迅速かつ適切な見直しを行います。

①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、必要に応じた見直しを行います。

②県民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策については、県民や民間団体からの申出制度の活用等により県民の意見を反映します。

③社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実

社会的性別（ジェンダー*）に起因する県民の様々な問題や悩みに対応するため、県男女共同参画センター*や県女性相談センター、県精神保健福祉センターをはじめ保健・医療・福祉分野の相談窓口はもとより、教育や警察など様々な分野の相談窓口においても、男女共同参画の視点を踏まえた相談対応の充実を図ります。

その場合、男性が抱える固定的性別役割分担意識等社会的性別（ジェンダー）に起因する問題や悩みにも対応できるようにします。

(2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進

男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるため、性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して、様々な機会を通じて、広報・啓発活動を展開します。

その場合、特に、男性に対する積極的な働きかけを行い、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男性にとっても暮らしやすい社会であることの理解を促進するとともに、地域や家庭への男性の主体的な参画を促進します。

①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発

「県政かわら版」をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネット等多様な県政広報媒体を活用し、男女共同参画社会形成のための普及啓発活動を展開します。

②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供

「鹿児島県男女共同参画週間*」や「女性に対する暴力をなくす運動*」、「人権週間」等の様々な機会を捉え、男女共同参画の理解を深める普及啓発活動を展開するとともに、関連する情報を積極的に提供します。

また、それらの効果的な手法・手段の工夫を行います。

③県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進

県民生活に係る施策の策定・実施を担う県及び市町村職員の男女共同参画意識は、それらの施策を通して本県における男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼすことから、全ての県職員が男女共同参画について正しく理解するために研修を実施するとともに、市町村における職員研修の実施を支援します。

(3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実

男女共同参画社会の形成を促進するために、県や市町村が施策を策定したり、県民が活動を展開する上で役立つ情報等を収集し、県の施策に反映させるとともに、市町村や県民に積極的に提供します。

①男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供

男女共同参画に関する本県の現状を表す資料や県及び市町村の施策の実施状況等を取りまとめて公表するほか、県男女共同参画センター等において、男女共同参画に関連する図書並びに県内外の現状及び取組状況等が掲載された報告書や広報誌を収集し、市町村や県民に提供します。

また、県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、定期的に県民意識調査を実施し、その結果を公表します。

②調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計^{*}）の充実

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、統計情報は、可能な限り男女別・年代別データを集計・分析し、施策に反映します。

（4）メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

一人ひとりの考え方や生き方の選択に影響を及ぼすものに、様々なメディアを通じて提供される膨大な情報があることから、メディアに対して、男女共同参画の正しい理解の普及や固定的性別役割分担意識の解消に向けた積極的な取組と男女の人権に配慮した情報発信を行うよう働きかけます。

また、県や市町村の職員が男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うための研修等を実施します。

①メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請

メディアに対して、男女の人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った報道が行われるよう働きかけます。

②公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮

公的広報・出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、県・市町村職員を対象に研修会を実施するほか、県政広報媒体の事前確認などを行います。

③メディア・リテラシー^{*}向上のための取組

固定的性別役割分担意識の解消に向け、県民がメディアが提供する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性を理解し、その力を付けるための講座の開催や広報啓発を行います。

重点目標 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し		
①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施	男女共同参画社会の形成に配慮した施策の策定・実施	男女共同参画室 関係各課
	男女共同参画基本計画に基づく施策の進行管理	男女共同参画室 関係各課
②県民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施	男女共同参画に関する県の施策に対する県民の申出への対応	男女共同参画室 関係各課
③社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実	性別に起因する問題や悩みを抱える県民からの相談への対応	男女共同参画室 関係各課
	様々な相談窓口における相談対応 (かごしま子ども・若者総合相談センター、ハートピアかごしま、精神保健福祉センター、児童相談所、女性相談センター、女性健康支援センター、不妊専門相談センター、若者就職サポートセンター、総合教育センター、性犯罪被害110番、少年サポートセンター等)	青少年共同参画課 障害福祉課 子ども福祉課 雇用労政課 義務教育課 少年課 捜査第一課 その他関係各課
(2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進		
①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	県政広報媒体を活用した男女共同参画の普及・啓発	広報課 男女共同参画室
②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供	「男女共同参画週間」を中心とした普及・啓発	男女共同参画室
	県男女共同参画センターにおける各種講座の開催と図書等の閲覧・貸出	男女共同参画室
	人権に対する正しい理解促進のための普及・啓発	人権同和対策課
③県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進	職場研修の実施	男女共同参画室 全 所 属
	自治研修センターにおける研修の実施	行政管理室
	男女共同参画行政担当者を対象とした研修の実施	男女共同参画室
	市町村職員研修への講師派遣	男女共同参画室
(3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実		
①男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供	「かごしま男女共同参画の状況」(年次報告書)の作成	男女共同参画室
	県男女共同参画センター等における各種情報の収集・提供	男女共同参画室
	男女共同参画に関する県民意識調査の実施	男女共同参画室
②調査や統計における男女別等統計（ジェンダーディスクリプション）の充実	各種調査における性別によるデータの集計・分析及び結果の施策への反映	男女共同参画室 関係各課
(4) メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上		
①メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請	メディアに対する協力要請	男女共同参画室
②公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮	県・市町村職員を対象とした男女共同参画の視点を踏まえた公的広報についての研修の実施	広報課 男女共同参画室
	男女共同参画の視点を踏まえた広報・出版物等の作成	男女共同参画室
③メディア・リテラシーの向上のための取組	メディア・リテラシー向上のための講座の開催及び広報・啓発	男女共同参画室

**重点目標
2**

男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

[現状と課題]

男女共同参画社会^{*}の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

平成23年の県民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成していくために県が力をいれるべきこと」として、約半数の人が、「子どもの頃からの男女平等等についての学習の充実」をあげ、「学校や家庭での男女の人権に係わる啓発の推進」や「生涯学習の場における男女平等等の学習の充実」をあげた人も多くなっています。

なお、この調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」で約7割、「家庭の中」「職場の中」「地域社会の中」で約5割の人が、男女の地位に不平等を感じている一方、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を半数以上の人人が肯定的に捉え、依然として固定的性別役割分担意識^{*}が根強いことを示す結果が出ています。

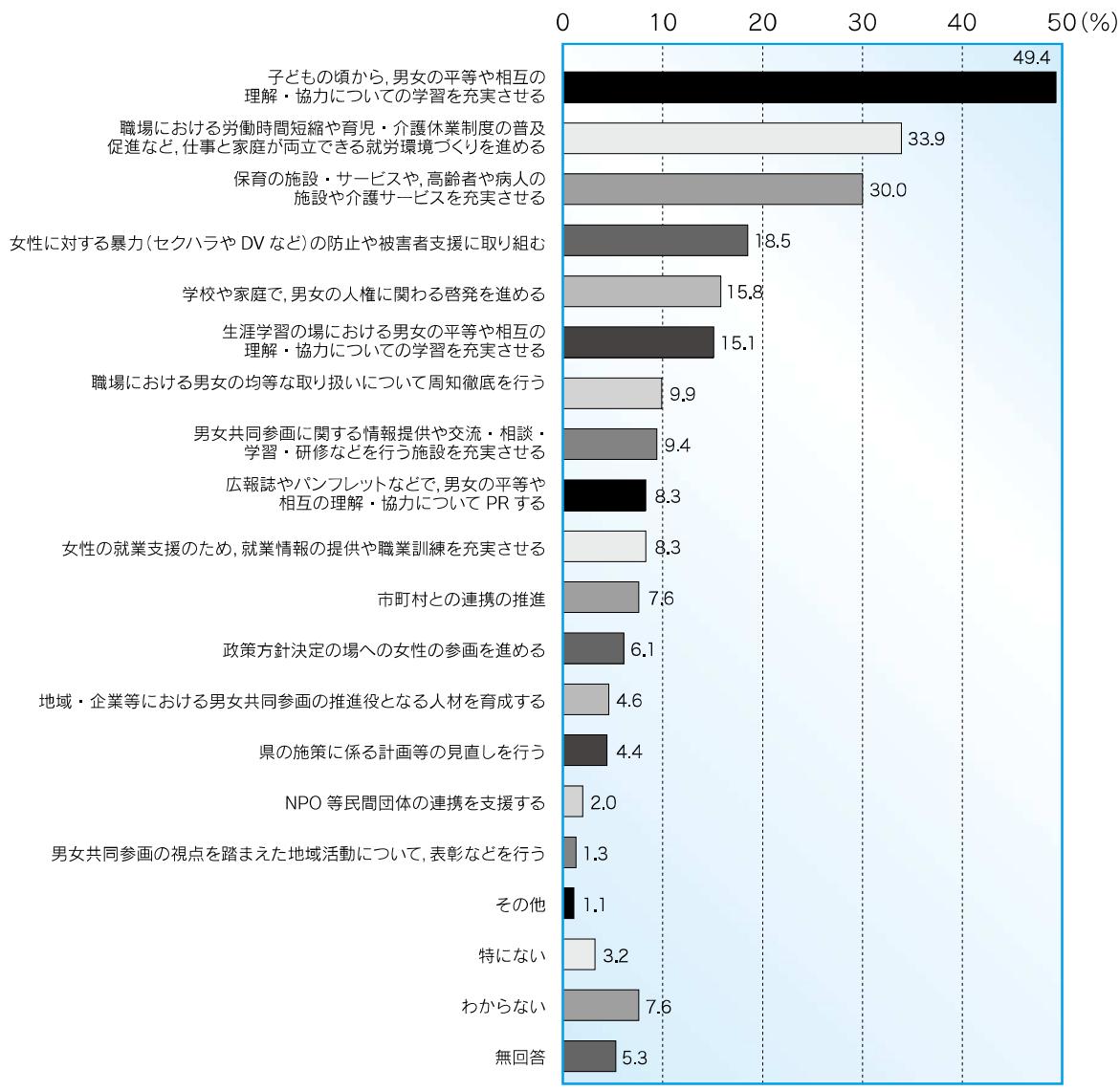
この調査結果は、性別による不平等の背景に固定的性別役割分担意識があり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっているという認識が、十分に浸透していない本県の現状を明らかにしています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育^{*}と併せて進めていくことが重要です。

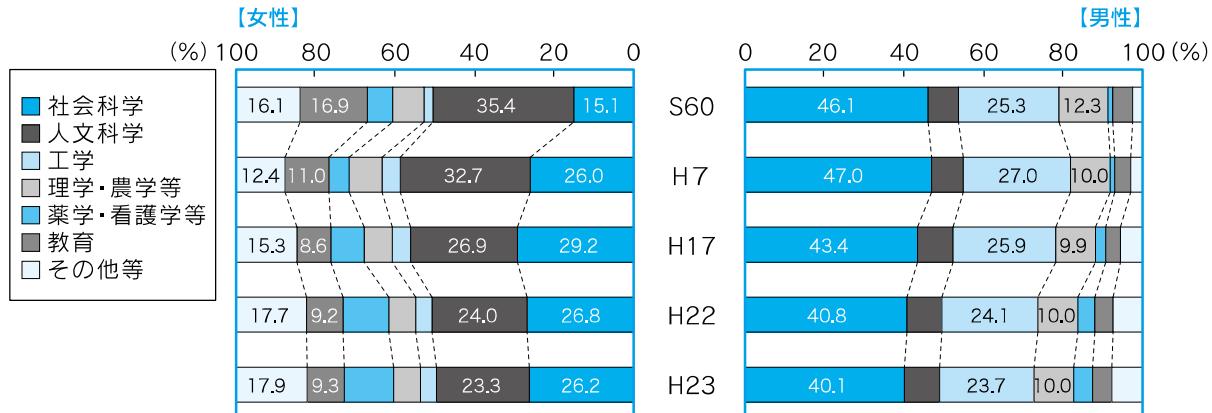
また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメント^{*}を促進する必要があります。

● 男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと(3つ以内回答)【本県】



資料：「平成23年度鹿児島の男女の意識に関する調査」

● 専攻分野別に見た学生数(大学(学部))の推移【本県】



(備考) 1.文部科学省「学校基本調査」より作成

2.理学・農学等は「理学」「農学」「医学・歯学」、その他等は「家政」「芸術」「その他」の合計

資料：内閣府「平成24年度男女共同参画白書」

施策の方向と概要

(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実

教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人のその意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者を対象に男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。

また、一人ひとりが、人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう、教育・学習の一層の充実を図ります。

①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進

教職員（幼稚園教諭を含む。）や保育士等を対象に、男女共同参画の理念を理解するための研修等を実施します。

②学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実

各教科や道徳、特別活動などの学校教育活動や学校の運営全体が、人権尊重と男女平等の理念のもとに行われるための取組を推進します。

(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

地域や家庭において、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、多様な生き方を可能にするため、教育・学習の推進を図ります。

また、人権への意識の芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮し、子どもと大人が共に男女共同参画意識の醸成を図れるよう、多様な学びの場づくりを進めます。

①地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供

県男女共同参画センター*において各種講座を開催するとともに、各種団体等が開催するセミナーへ講師を派遣するなど、地域における男女共同参画に関する学習機会を充実します。

なお、託児サポーターの活用等により一時保育を実施し、育児中の県民の学習を支援します。

②社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

社会教育において、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識を醸成するための学習機会を提供するとともに、様々な学習に男女共同参画の視点を立てることを推進します。そのような学習には、女性のみならず男性の積極的な参加を促します。

③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実

男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する学習機会と子育てに悩みを抱える保護者等に対する相談体制の充実を図ります。

(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに、自らの個性と能力を發揮して主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進します。

特に、女性は、妊娠、出産、育児、介護等のライフイベントに左右されて、主体的に長期的な人生設計を描きにくいことから、その多様化した学習需要に応え、エンパワメントに寄与するため、生涯にわたって学習することができ、社会参画してその成果を適切に生かすことができる機会の提供や施策の充実を図ります。

①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実

男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの総合的なキャリア教育を推進します。

その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)の重要性について、理解の促進を図ります。

また、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるよう、進路指導や職場体験・インターンシップなどの体験活動を推進します。

②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

男女が人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう、時代に即応した様々な生涯学習の機会を提供します。

また、女性が長期的な視点で自らのライフプランニングを行い、能力を発揮できるよう、学習機会の提供を促進します。

重点目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実		
①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進	教職員（幼稚園教諭を含む。）に対する男女共同参画に関する研修の実施 保育士に対する男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画室 教職員課 義務教育課 青少年男女共同参画課
②学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実	県立短期大学における人権・男女共同参画に関する教育の実践 生徒や教職員、保護者を対象とした出前講座やセミナーの開催 男女共同参画の視点に立った道徳教育及び人権教育の研究・実践 教職員を対象とした人権・男女平等教育に関する研修の実施	学事法制課 男女共同参画室 義務教育課 人権同和教育課 人権同和教育課
(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進		
①地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する各種講座の開催や各地の各種団体等が開催するセミナーへの講師派遣	男女共同参画室
②社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進	社会教育における人権や男女共同参画に関する学習・啓発活動の推進 学校、家庭、地域の連携による人権や男女共同参画に関する教育の推進	社会教育課 人権同和教育課
③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実	家庭教育関係者の男女共同参画の理解促進と家庭教育に係る相談の充実 保護者等に対する男女共同参画の理解促進のための学習機会の提供	社会教育課 男女共同参画室
(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実		
①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実	生徒・学生の主体的な進路選択性能の育成 多様な職業選択を推進する指導とそのための教育関係者に対する研修会等の実施 職場体験やインターンシップの機会の提供 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	義務教育課 高校教育課 義務教育課 高校教育課 義務教育課 高校教育課
②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進	男女のニーズに対応する学習や能力開発の機会の提供	男女共同参画室 社会教育課

重点目標

3

生涯を通じた男女の健康の保持・増進

[現状と課題]

男女共同参画社会^{*}の形成に当たっては、心身の健康に関する取組は重要です。

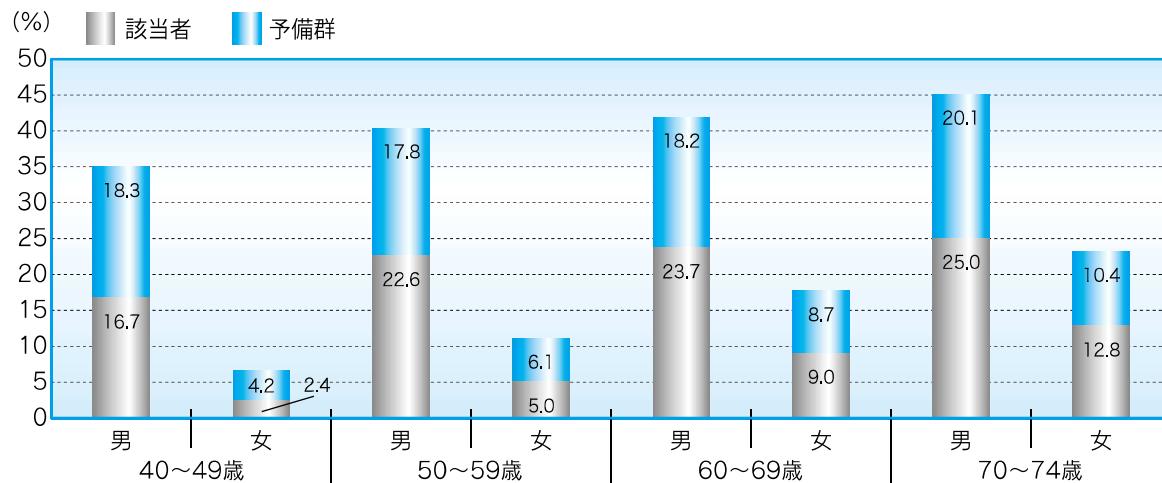
男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手することにより、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援することが必要です。その際、女性は、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

しかしながら、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー^{*}）があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）^{*}についての県民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

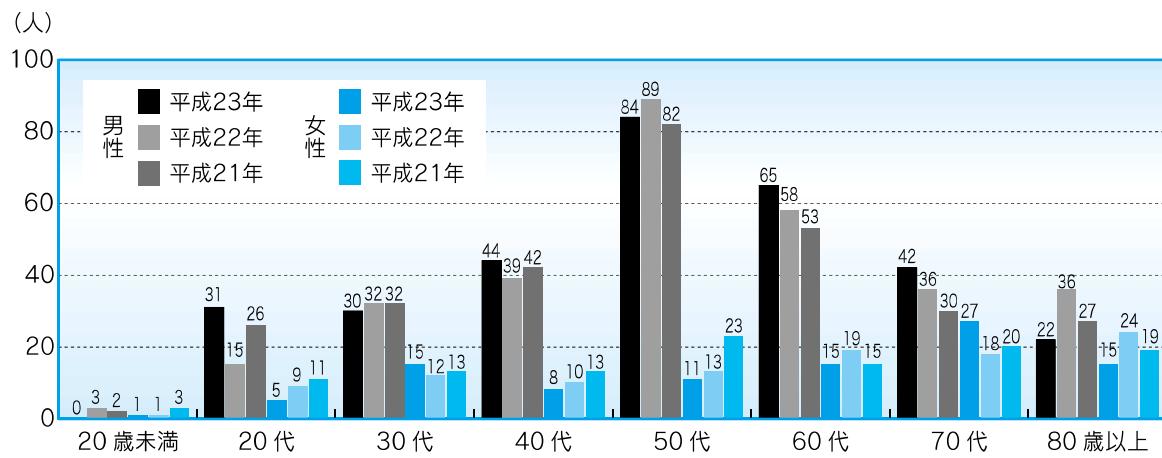
一方、本県の自殺者の約7割が男性であり、その約6割を40～64歳が占めています。この背景には、職場で長時間労働を強いられていたり、家庭で経済的責任を負っている男性の姿があり、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況があります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

● メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(平成22年) [本県]



資料：厚生労働省提供データ (H24.10.19)

● 年代別自殺者数の推移[本県]



資料：厚生労働省「人口動態調査」

施策の方向と概要

(1) 生涯を通じた男女の健康支援

一人ひとりが、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性別に配慮した医療や健康支援を推進します。

その場合、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進を支援します。

また、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指標が悪く、30代、40代を中心とする長時間労働者が多い状況等を踏まえ、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス*)に関する広報・啓発活動を含め、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。

①心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供

男女が生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識を高め、積極的な問題対応の取組が行われるよう気運の醸成を図ります。

また、健康に関する男女別データの収集に努め、健康支援に活用します。

②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援

男女の身体的違いに配慮するとともに、男性は女性よりも肥満者や喫煙・飲酒する人の割合が高かったり、自身が思う男性としてのあるべき姿に縛られて悩みや問題を一人で抱え込み、精神面で孤立しやすいうことなどの男女の生活習慣や意識、就労・生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制及び医療体制の充実を図ります。

③性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備

性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。

また、女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見・予防のための普及啓発や、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、女性が受診及び相談しやすい環境を確保するため、「女性にやさしい医療機関」や「女性の健康サポート薬局」の拡充に取り組みます。

特定健康診査・特定保健指導については、健診結果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進を図ります。

④食育の推進

食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されていることから、性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。

その際、若い女性のやせすぎや貧血、中高年の肥満の予防、男性の家事や健康管理の能力向上にも配慮します。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性がどの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために、医療体制の整備や経済的支援の充実を図ります。

また、妊娠・出産等性と生殖に係る相談や教育に携わる医療・教育関係者等は、男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の重要性について、県民への理解の浸透に取り組みます。

特に、学校においては、男女共同参画の視点を踏まえ、望まない妊娠を防ぐという観点からも、子どもたちが性について正しく理解し適切な行動を取ることことができるよう、家庭・地域と連携し、発達段階に応じた性教育を実施します。その際、性に関する商業的な情報や不正確な情報にまどわされないよう、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシー^{*}向上のための教育や、性的暴力を防止し男女の対等な関係を築くための人権教育を併せて行います。

①妊娠・出産期における健康管理の充実

市町村とともに、妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。

②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実

周産期については、日常生活圏において健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が一貫して受けられるよう、地域における周産期医療^{*}の中核となる総合周産期母子医療センター^{*}及びそれを支える地域周産期母子医療センター^{*}等への支援、周産期医療に携わる医師・助産師等の養成・確保、救急搬送受入体制の確保を図るなどの取組を一層推進します。

なお、ハイリスク母子に対しては、訪問指導等による相談支援や女性健康支援センター*等における相談援助体制の充実を図ります。

また、休日・夜間も含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備を図ります。

③不妊治療に関する支援の充実

高額の医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）については、経済的負担の軽減を図るため、それに要する費用に対する助成を行います。

また、男女からの不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も踏まえて対応するなど、不妊専門相談センター*における不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

④性に関する正しい知識の普及

子どもたちが、性に関して正しい知識を身に付け、適切な行動を取ることができるとともに、自己を含め一人ひとりの生命と人権を尊重し、相手を思いやり、対等で良好な人間関係を築いていくことができるよう、学校が、家庭や地域と連携し、保健所等と協力して、学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。

（3）性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

エイズ等の性感染症は、誰もが感染する可能性があることから、若年男女を中心に、予防から治療までの総合的な対策を推進します。

また、薬物乱用は本人の心身の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因になりかねない行為であることから、対策の強化を図ります。

さらに、喫煙や飲酒の健康への影響について情報提供に努めるとともに、受動喫煙防止対策を推進します。

①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進

性感染症の予防に関する正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、学校における教育や地域における啓発活動を推進するとともに、エイズの相談、検査、医療体制の充実を図ります。

②薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用を許さない社会環境を形成するため、薬物の供給及び乱用者の取締りに努めます。

また、薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く県民に普及するとともに、学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。

③喫煙・飲酒対策の推進

喫煙、飲酒について、その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。

特に女性については、喫煙や過度の飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めるとともに、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。

また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

(4) 女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備

女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するために、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画を拡大することが必要です。そのため、医療関係者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できる環境を整備し、女性の医師等が働き続けられ、能力を発揮できるよう、就業継続や再就業を支援します。

①医療分野における女性の就業継続・再就業の支援

医療関係者の就業継続や再就業を促進するため、保育所の充実や求人情報及び研修機会の提供による離職後の復帰支援を推進し、女性の医師等医療関係者が能力を発揮しやすい環境を整備します。

②医療関係者の仕事と生活の両立支援

育児中の医療関係者のニーズにきめ細かく対応できるよう、病院内保育所や事業所内託児施設への助成制度を充実するなど、仕事と生活の両立支援に関する取組を促進します。

(5) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るために、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての人がスポーツを行うことができる環境整備を行います。

なお、平成18年に県が実施した調査によると、運動習慣のある人の割合は、男性では30代と40代、女性では20代と30代が低く、特にこの世代の女性は同世代の男性に比べて低くなっていることから、労働実態や家庭環境に配慮して、スポーツ活動の参加促進を図ります。

また、スポーツ活動における女性の参画拡大を図ります。

①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備

コミュニティスポーツクラブ*の全県展開を推進するなど、地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。

②スポーツ活動における女性の参画の拡大

地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる女性の人材の養成・活用を支援します。

重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1)生涯を通じた男女の健康支援		
①心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	健康に関する情報提供や健康相談等の実施 女性健康支援センター等で思春期から更年期にいたる女性に対し、女性の健康に関する相談援助体制の整備	健康増進課 子ども福祉課
②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	健康づくりを支援する社会環境の整備	健康増進課
	生活習慣病の予防・改善の取組	国保指導室 健康増進課
	こころの健康づくりに関する普及・啓発、相談対応	健康増進課 障害福祉課
	自殺防止のための総合的な取組	障害福祉課
③性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備	女性が受診、相談しやすい医療機関等の拡充	健康増進課
	がん検診の普及啓発と検診受診率向上の取組	健康増進課
④食育の推進	地域や学校等における食育の推進	健康増進課 農政課 保健体育課
(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進		
①妊娠・出産期における健康管理の充実	妊娠健診の適正な受診と早期の妊娠届出の勧奨	子ども福祉課
	妊娠・出産期における女性の健康管理の充実	子ども福祉課
	早産及び低体重児出産予防のための取組	子ども福祉課
	妊娠中・出産後の女性に対する協力施設における女性の利便性の確保	障害福祉課
②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実	女性健康支援センター等での妊娠・出産に係る相談援助体制の整備	子ども福祉課
	周産期母子医療センターの整備、周産期医療に携わる人材の養成・確保、緊急搬入受入体制の確保	保健医療福祉課 地域医療整備課 子ども福祉課
	産科医療体制の充実	地域医療整備課 子ども福祉課
	小児医療体制の充実	地域医療整備課
③不妊治療に関する支援の充実	不妊治療に要する費用の助成	子ども福祉課
	不妊治療に関する情報提供と相談体制の充実	子ども福祉課
④性に関する正しい知識の普及	保健所による学校における健康教室等の実施	子ども福祉課
	学校教育活動全体を通じた性に関する指導の実施	保健体育課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進		
①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進	エイズの予防に関する啓発	健康増進課
	エイズの相談、検査、医療体制の充実	健康増進課
	学校における性感染症に関する教育の推進	保健体育課
②薬物乱用防止対策の推進	薬物の供給遮断と乱用者の取締り	組織犯罪対策課
	薬物乱用防止のための正しい知識の普及と相談の実施	薬務課
	学校における薬物乱用防止のための教育の実践	保健体育課
③喫煙・飲酒対策の推進	禁煙・受動喫煙防止対策の取組	健康増進課
	喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響に関する情報提供	健康増進課 薬務課
	学校における喫煙・飲酒予防のための正しい知識の普及	保健体育課
(4) 女性の医療関係者が能力を發揮しやすい環境の整備		
①医療分野における女性の就業継続・再就業の支援	未就業看護職員の就業促進	保健医療福祉課
	離職中の女性の医師の再就業促進	地域医療整備課
②医療関係者の仕事と生活の両立支援	病院内保育所の充実	保健医療福祉課
(5) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進		
①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備	地域における生涯スポーツ環境の整備	保健体育課
②スポーツ活動における女性の参画の拡大	女性のスポーツ指導者の養成・活用	保健体育課

重点目標

4

男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力*やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント*、性犯罪、人身取引*等の暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会*を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法*」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法*」という。)におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。

平成23年に実施した県民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力^(注)のいずれかを受けたことがある女性は、35.6%で前回調査(32.2%)から増加し、3人に1人が被害を経験し、「何度もあった」が5.6%から15.3%に増加するなど、深刻化が懸念されるところです。また、配偶者や交際相手等からの暴力を受けた経験のある女性の28.6%は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

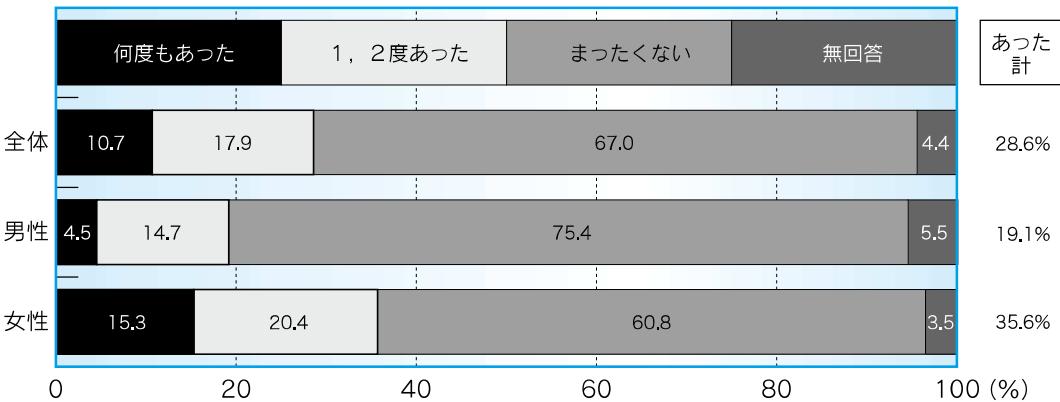
なお、男児への性暴力など被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

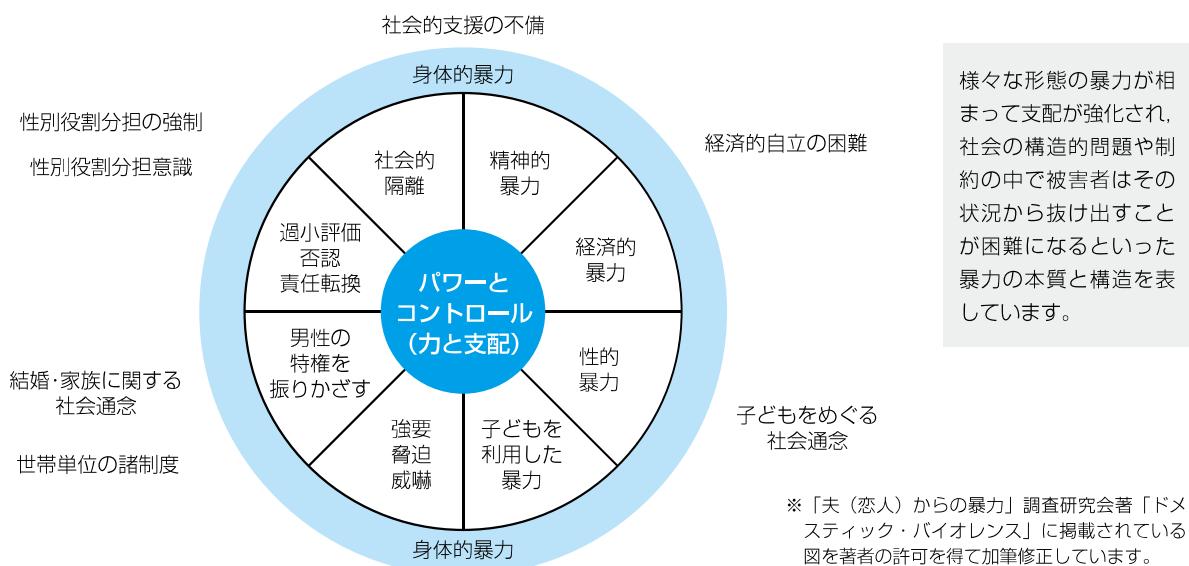
(注) 調査では、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行」「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせや自分もしくは自分の家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫」「いやがっているのに性的な行為の強要」の被害経験をそれぞれ尋ねています。

● 配偶者等からの暴力被害経験[本県]



資料：「平成 23 年度 鹿児島の男女の意識に関する調査」

● 配偶者等からの暴力のパワーとコントロールの車輪



施策の方向と概要

(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

暴力は、決して許されるものではないことから、暴力を生み出す社会構造や人々の意識に働きかけ、暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識や男女平等意識を高める教育や啓発に取り組みます。

また、暴力の形態に応じた防止策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり

関係機関・団体と協働して広報・啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

また、暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報を提供し、地域に密着した防犯活動を促進します。

②子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進

子どもたちに対して、暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習機会を提供します。

また、交際相手からの暴力*を予防・防止するため、民間団体と協働して、教育関係者や生徒・学生、保護者等を対象にした研修会の開催などに取り組みます。

③暴力被害者の総合的支援体制の整備

暴力の形態に応じた被害者の相談対応の充実や、支援に向けた関係機関や民間団体との連携・協力体制の強化を図ります。

また、被害者を支援する機関や制度等に関する情報が必要な被害者に届くように、情報の提供の充実に努めます。

④メディアにおける性・暴力表現への対応

女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性暴力表現は、それらの人権を侵害し、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、暴力行為を引き起こす要因となる可能性もあります。このため、青少年の人権意識の醸成や心身の成長に及ぼす影響に配慮し、関係法令や県青少年保護育成条例等に基づき、取締りや規制による是正等の取組を促進します。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

配偶者等からの暴力に対する社会の認識は、平成13年の「配偶者暴力防止法」の制定以降高まったとはいえ、未だ十分ではなく、周囲や相談窓口における心無い言葉により被害者が更に傷つけられてしまうこと（二次被害）もあります。このため、被害者の人権擁護の視点に立ち、配偶者等からの暴力についての正しい理解を社会に浸透させるための啓発活動や暴力の防止に取り組みます。

また、相談員の人材育成等による相談体制の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター*を中心に幅広い分野にわたる関係機関等が連携して、被害者の状況に応じた総合的な支援策を推進します。

①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実

「鹿児島県配偶者暴力防止計画*」に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、配偶者等からの暴力対策会議や地域別ネットワーク会議を活用して関係機関・団体との連携強化を図ります。

また、市町村において、地域の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう、基本計画の策定や府内連絡体制の整備等の取組を支援します。

②被害者の早期発見のための環境づくり

地域において、日常生活でかかわりを持つ人々の間で、被害者を早期に発見し、適切な支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度についての研修会の開催や情報提供等を行います。

③被害者の安全の確保

身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関が連携協力して一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。

また、被害者の保護を行う関係機関においては、被害者が安心して心身の回復を図ることができるよう、サポート体制や加害者の追跡を想定した警備体制の充実を図ります。

併せて、被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。

④被害者の心身の健康回復と自立の支援

被害者が心身の健康を回復するため、医療関係者や心理専門職と配偶者暴力相談支援センター等が連携して、専門的ケアを行うほか、講座や自助グループを活用し、被害者自身が被害経験を乗り越える力をつけ、あるいはその力を回復することを支援します。

なお、警察及び司法や福祉、教育分野等の職務関係者には、被害者支援に必要な医学的な基礎知識や心的ケアのスキルを習得する機会を提供します。

また、被害者の自立した生活を促進するための就業、住宅の確保、保護命令制度や支援制度の利用等を支援します。

⑤相談員等の養成による相談体制の充実

相談機関等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、研修会やスーパービジョン*を実施し、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成します。

⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援

子どもが育つ家庭環境に配偶者に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。学校（幼稚園を含む。）、保育所、保健・医療機関、福祉事務所の職務関係者や周囲の様々な立場の人は、その環境にある子どもを早期に発見し、

配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。

⑦交際相手からの暴力への対応

交際相手からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や保健医療関係者等を対象に、交際相手からの暴力に関する理解を深め、若年層が相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図るための研修等を実施し、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。

⑧ストーカー行為等への厳正な対処等

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）に規定するストーカー行為等の被害者に対して、同法に基づく援助や各種被害防止策を的確に実施します。

一方、同法に抵触する行為に対しては、警告、禁止命令等の行政措置や検挙措置等を徹底します。

また、関係機関が連携を強化して、被害者を支援します。

(3) 性犯罪への対策の推進

性犯罪は、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与える決して許されない行為です。関係法令に基づき適切に対処するとともに、被害者的心情に配慮した適切な対応を推進します。

①性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり

性犯罪については、適切に対処するとともに、被害者が安心して被害を届け出ができる環境を整備します。

また、売買春等に関する関係法規の周知、性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業などにおける不法なケースや卑猥な広告等の取締り・排除活動を推進し、性犯罪を防止します。

②被害者への支援・配慮

警察において、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、病院への付き添い等の支援を行います。その際は、被害女性には女性の職員が対応するなど配慮するほか、産婦人科医師や関係機関との連携により被害者の負担の軽減を図ります。

また、被害者の対応に当たる職務関係者に対し、適切な対応を確保するための研修等を実施します。

(4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する性的な暴力（性的虐待を含む。）は、その尊厳を踏みにじる犯罪であり、子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに、精神的にも深刻な影響を与え、その後の成長発達に大きな傷跡を残すなど、本人、その家族をはじめとした関係者に重大な影響を及ぼします。また、問題が潜在化しやすい傾向があります。

その防止について、広く啓発するとともに、被害を受けている子どもの早期発見と適切な支援を行うため、児童相談所、保健・医療機関、学校、民間団体等が連携・協力を図ります。

①被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援

性的な暴力の被害、特に身近な者からの被害については潜在化・深刻化しやすいことから、学校や児童福祉施設など子どもに直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的な暴力の兆候を把握して、早期発見に努め、心身に被害を受けた子どものプライバシーに十分配慮して、関係機関と連携した適切な支援を行います。

②児童ポルノ対策の推進

児童ポルノは、児童への性的暴力を伴うばかりでなく、インターネット上に画像が流出することにより、児童を性の対象とする風潮を助長する大きな要因となっています。

児童の権利を守るために、警察関係機関により児童ポルノの製造や販売、インターネット上への掲載といった事犯の取締りを推進し、児童ポルノの根絶に努めます。

③児童買春対策の推進

児童買春は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、未然防止及び再発防止に向け、関係法令に基づく取締りを推進するとともに、児童に対しては適切な支援を行います。

(5) 売買春・人身取引対策の推進

売買春及び人身取引は重大な人権侵害であるという認識を広く県民に浸透させるとともに、性の商品化を助長するような社会環境の改善、被害者の社会復帰等の支援を進めます。

また、売買春の斡旋行為等の取締りを推進します。

①売買春対策の推進

経済的、精神的に不安定な状態にある女性の相談対応等を通じて、売春をするおそれのある女性を早期発見し売春を未然に防止するとともに、売買春にかかわった女性の保護等により再び売春を行うことがないよう支援します。

②人身取引対策の推進

関係機関が連携し、関係法令に基づく売買春の斡旋行為等の取締りを推進します。

また、外国人の女性や外国人労働者の中には、被害を訴えることができずにいる潜在的被害者が存在することに配慮し、保護制度の広報・周知を図り、必要に応じて被害者の保護を実施します。

(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。職場や学校、地域等における男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上講すべき措置の周知を図り、相談体制の充実を図ります。

②教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」に基づき、管理職等を対象とした研修の実施や苦情処理体制の整備など防止の取組を推進します。

③社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

医療機関や介護施設、地域などにおいても、セクシュアル・ハラスメントが起きていることから、その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 暝の根絶に向けた社会基盤づくり		
①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした広報・啓発	男女共同参画室
	子どもに対する暴力の根絶に向けた広報・啓発	子ども福祉課
	有害環境浄化活動の強化による少年非行・犯罪被害防止対策の推進	少年課
	安全確保や犯罪防止を図るために情報提供	生活安全企画課
	メディア・リテラシー向上のための取組推進	男女共同参画室
②子どもや若年層の間で起きた暴力を予防する啓発の推進	データDV防止のための予防啓発	男女共同参画室
	子どもや若年層への暴力予防啓発の取組	男女共同参画室
	暴力を許さない人権教育の推進	人権同和教育課
③暴力被害者の総合的支援体制の整備	犯罪被害者に対する相談対応、カウンセリング、経済的支援	被害者支援室
	警察安全相談業務の強化	相談広報課
④メディアにおける性・暴力表現への対応	わいせつな情報・広告物等への厳正な対処	生活環境課
	有害図書、有害情報に対する対策の推進	青少年男女共同参画課
	業界による自主規制等の取組促進	青少年男女共同参画課
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進		
①総合的施策の推進と関係機関・団体との連携・協力体制の充実	「鹿児島県配偶者暴力防止計画」に基づく総合的な施策の推進	男女共同参画室
	市町村における配偶者等からの暴力対策の取組の支援	男女共同参画室
	「配偶者等からの暴力対策会議」や「地域別ネットワーク会議」等による関係機関・団体との連携強化	男女共同参画室
	各警察署における「配偶者暴力事案相談業務等に係る関係機関連絡会議」による関係機関との連携強化	生活安全企画課
②被害者の早期発見のための環境づくり	地域における配偶者等からの暴力についての啓発や情報提供	男女共同参画室
	民生委員・児童委員、人権擁護委員、育児・介護サービス提供者による早期発見・対応	男女共同参画室 子ども福祉課 社会福祉課
	保健・医療機関、学校（幼稚園を含む。）、保育所等における早期発見・対応	男女共同参画室
	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	男女共同参画室 子ども福祉課
③被害者の安全の確保	被害者の保護及び再発防止	生活安全企画課
	一時保護所等における保護の実施	子ども福祉課
	配偶者暴力相談支援センター及び警察における被害者に対する保護命令制度等安全確保のための各種制度の情報提供と利用支援	男女共同参画室 子ども福祉課 生活安全企画課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
④被害者の心身の健康回復と自立の支援	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応、情報提供及び助言等による自立支援（就業促進、住宅確保、各種支援措置制度の活用、子どもの就学等）	男女共同参画室 子ども福祉課
	女性相談センターにおける心理学的な援助	子ども福祉課
	男女共同参画センターにおける法律的・医学的援助と自助グループの育成・支援	男女共同参画室
	県営住宅への優先入居の実施及び市町村営住宅への優先入居・目的外使用の実施の促進	住宅政策室
	就職時及び住宅等賃貸時の身元保証	子ども福祉課
⑤相談員等の養成による相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターや市町村、民間団体の支援関係者を対象とした研修の実施	男女共同参画室
	男女共同参画センター相談員に対するスーパービジョンの実施	男女共同参画室
	婦人相談員等に対する研修の実施	子ども福祉課
⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	児童相談所における子どもへの支援	子ども福祉課
	配偶者暴力相談支援センターにおける子どもの対応	男女共同参画室 子ども福祉課
	学校等における子どもに対する対応	義務教育課 高校教育課
⑦交際相手からの暴力への対応	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応	男女共同参画室 子ども福祉課
	教職員等に対する研修の実施	男女共同参画室
	警察による相談対応、被害発生の防止	生活安全企画課
	同世代の相談を受けるピアソポーターの養成及びピアカウンセリングの実施	男女共同参画室
⑧ストーカー行為等への厳正な対処等	警察における被害の発生防止の措置	生活安全企画課
(3) 性犯罪への対策の推進		
①性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり	性犯罪事案への適切な対処	生活安全企画課 捜査第一課
	性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査指導官・性犯罪捜査指導係の効果的運用と性犯罪捜査官の育成	捜査第一課
	性犯罪の潜在化防止に向けた広報と安心して届出のできる環境づくり	地域課 捜査第一課
	性犯罪防止の広報・啓発	男女共同参画室 生活安全企画課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
②被害者への支援・配慮	「性犯罪被害110番」等による相談対応の実施	捜査第一課
	指定被害者支援要員による被害者的人権・心情に配慮した被害者支援	被害者支援室
	関係機関等における被害者の支援体制の整備の促進	男女共同参画室
	検査・診察・カウンセリング等に要する費用の公費負担	被害者支援室
(4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進		
①被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援	関係機関の連携等による虐待の早期発見と早期対応の体制づくり	子ども福祉課
	被害を受けた子どもの相談・支援等	子ども福祉課
	防犯・安全対策の強化	生活安全企画課
②児童ポルノ対策の推進	児童ポルノ事案への適切な対処	少年課
	児童ポルノ事案の被害防止対策の推進	少年課
	メディアによる子どもに対する性・暴力表現の流通・閲覧等に関する対策	青少年男女共同参画課
③児童買春対策の推進	児童買春事案への適切な対処	少年課
	児童買春事案の被害防止対策の推進	少年課
	被害児童生徒に対する適切な対応	義務教育課 高校教育課
	援助交際及び出会い系サイト等の利用防止のための教育、啓発活動の推進	青少年男女共同参画課 義務教育課 高校教育課
(5) 売買春・人身取引対策の推進		
①売買春対策の推進	売買春事案への適切な対処	生活環境課
	売買春からの女性の保護、社会復帰支援	子ども福祉課
②人身取引対策の推進	人身取引事案への適切な対処	生活環境課
	人身取引被害者の発見・保護、支援	子ども福祉課 生活環境課
(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進		
①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進	労働条件実態調査による企業のセクシュアル・ハラスメント対策取組状況の把握・公表	雇用労政課
	広報誌「労働かごしま」による法制度の普及・啓発	雇用労政課
	企業を対象とした研修の実施	男女共同参画室
	県職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施と相談体制の整備	行政管理室 人事課
	警察職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	警務課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
②教育の場におけるセクシアル・ハラスメント防止対策の推進	教育関係者を対象としたセクシアル・ハラスメント防止研修の実施、再発防止及び被害者の相談・精神的ケア体制の整備等	教職員課 人権同和教育課 義務教育課 高校教育課
③社会におけるセクシアル・ハラスメント防止対策の推進	研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシアル・ハラスメント防止のための意識啓発等	男女共同参画室

**重点目標
5**

生活上の困難や課題に直面する人々が 安心して暮らせる環境の整備

[現状と課題]

単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化、非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化、経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で、幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

特に、ひとり親家庭や障害のある人、高齢者、女性は、厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。そのうち女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと、賃金等の男女格差があること、配偶者等からの暴力*やセクシュアル・ハラスメント*の被害により社会生活に支障をきたすことなどで、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。さらに、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

また、若年層においても、社会的孤立化や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、この要因として、経済の低迷により女性にとって厳しい雇用環境が男性にも拡大したことや、固定的性別役割分担意識*などもあげられます。

一方、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立化等の問題を抱えている人がいますが、その背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

また、性的指向*や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により、困難な状況に置かれ、人権を侵害されている状況にある人々がいます。

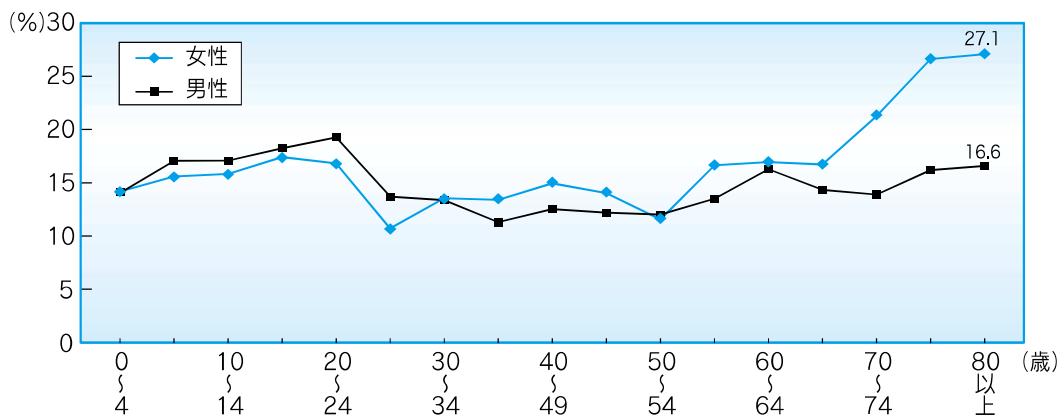
そのため、一人ひとりが、自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう、人権を尊重し、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

併せて、「M字カーブ*問題」の解消、就労の場における均等な機会と公正な待遇の確保、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）の推進、正規雇用と非正規雇用間の格差是正等非正規雇用の雇用環境の整備、自立した生活を送るための支援等に取り組む必要があります。

なお、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復やまちの復興を遅らせることができます。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

このように、様々な困難な状況に直面している人々が、安心して暮らせるようになるためには、社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

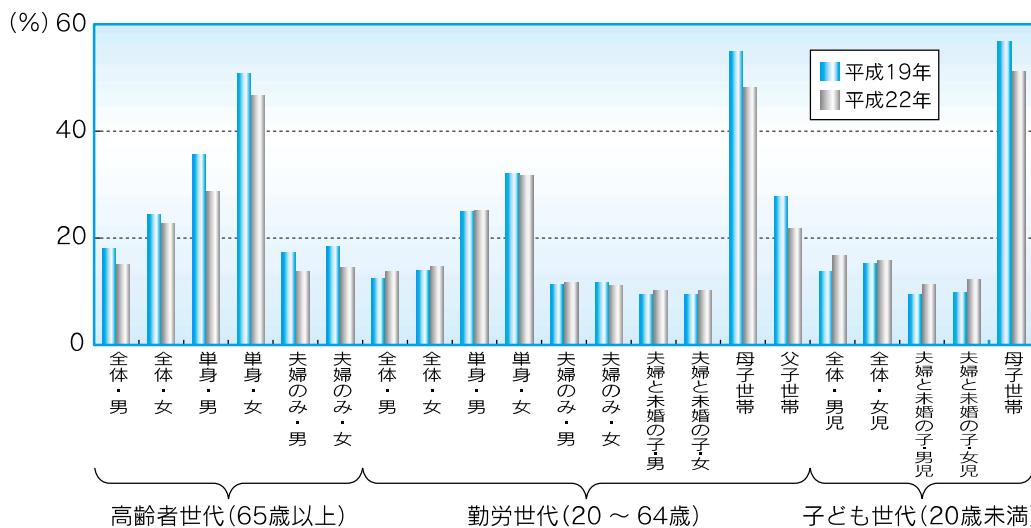
● 男女別・年齢階層別相対的貧困率(平成22年)[全国]



(備考)厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成22年)を基に、内閣府男女共同参画局「生活困難を抱える男女に関する検討会」阿部彩委員の特別集計より作成

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

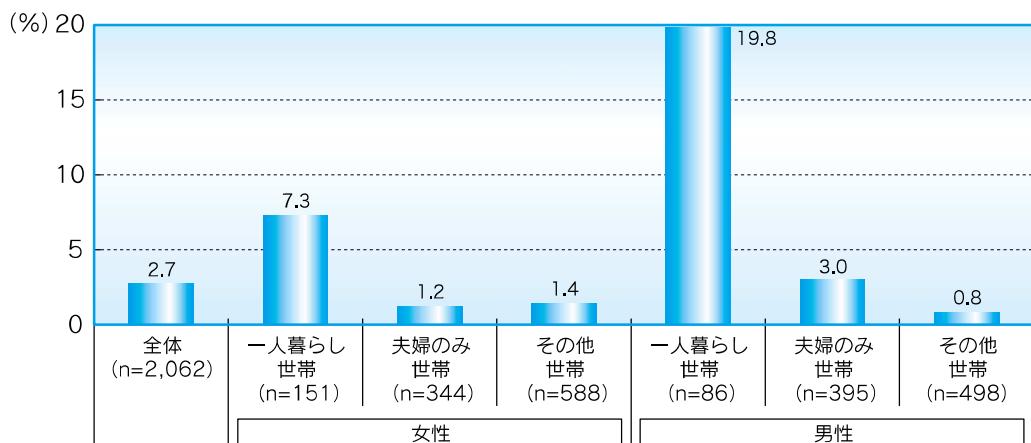
● 世代・世帯類型別相対的貧困率(平成19年, 22年)[全国]



(備考) 1.厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成19年, 22年)を基に、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済ワーキング・グループ(阿部彩委員)による特別集計より作成
2.相対的貧困率は、可処分所得が中央値の50%未満の人の比率
3.平成19年調査の調査対象年は平成18年、平成22年調査の調査対象年は平成21年

資料：内閣府「平成24年版男女共同参画白書」

● 困ったときに頼れる人がいない人の割合(60歳以上)[全国]



資料：内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」(平成22年)、「平成24年版男女共同参画白書」

施策の方向と概要

(1) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面などで不安が大きく、仕事と家庭の両立が難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、生活、就業、経済面等の総合的な支援を展開します。

特に、若年や未婚その他の理由により妊娠、出産、子育てにおいて困難な状況を抱えた女性や地域で孤立しがちな父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育てや生活等について必要な支援を講じます。

①ひとり親家庭等への経済的支援

ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、医療費の助成、母子家庭に対する母子寡婦福祉貸付金の貸付けなどの経済的な支援を実施します。

②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援

母子家庭等就業・自立支援センター*における就業相談や就業支援講習会等の実施、自立支援給付金の支給、公共職業訓練等による職業能力開発などにより、総合的にひとり親家庭の母等の就業促進を図ります。

また、県地域振興局・支庁等に母子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談支援体制の充実を図ります。

(2) 困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援

不登校やひきこもり*、ニート*、フリーター*等の若者が置かれている困難な状況には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。支援に当たっては、性別にかかわらず多様な生き方、働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。その際、女性については、「家事手伝い」として括られることによりこれらの問題が潜在化していないか留意します。

また、配偶者等からの暴力*やセクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力被害者の中には、その心身に対する影響により就学や社会参加の困難に直面している人もいることに留意し、暴力の影響についての正しい理解を持って支援を行います。

一方、学校においては、進路指導等で、男女ともに経済的に自立していくことの重要性を認識し、性別によって選択の幅を狭めることなく、長期的な視点に立って人生を展望し、働くことを位置付け、準備できるような教育を推進し、将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援します。

①若年期の自立支援

学校における不登校やいじめなどの問題に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等による相談体制を整備します。

一方、「かごしま子ども・若者総合相談センター」で社会生活上困難に直面する子どもや若者及びその家族に対して助言など支援を行います。また、様々な分野の関係機関で構成される「子ども・若者支援地域協議会」において、それぞれの専門性を生かし、発達段階に応じた支援を連携して行います。

さらに、「地域若者サポートステーション」で、企業での職場体験や多様な就労支援メニューを提供し、ニート等の若者の職業的自立を支援します。

②暴力被害者の支援

配偶者や交際相手等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などの暴力の被害者に対して、精神的な回復や就業による自立支援を関係機関と連携して行います。

③地域から孤立する可能性のある人への支援

一人暮らし世帯等、地域から孤立する可能性がある人や世帯が、地域で安心して暮らすことができるよう、市町村が行う見守り活動を支援します。

(3) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために、男女の生活実態や価値観、自らの状況に対する認識、身体機能等の違いに配慮した施策を展開します。その際は、高齢者の現状が、若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、就業や社会参加の支援、経済的自立を支える制度や環境の整備、健康や安全面の生活自立に向けた取組、身体的性別に配慮した医療・介護予防への取組、良質な医療・介護基盤の構築等を進めます。

①高齢男女の就業促進と雇用の確保

男女の均等な機会と待遇の確保に配慮して、ハローワーク等と連携した高齢男女の就業支援を推進するとともに、各シルバー人材センターにおいて、会員が身近な地域で安心して働くことができるなど、高齢男女が生きがいを持って就業できる多様な機会を提供します。

なお、NPO等が高齢男女の雇用の受け皿ともなるよう、経営基盤強化等の支援を行います。

②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援

本県は、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が全国でも高いことなどから、高齢者が孤独感や生活への不安を抱えず安心して暮らせるよう、在宅福祉アドバイザーを中心とした見守りやボランティアによる生活支援など、住民参加により地域全体で高齢者を支える体制を確

立するため、コーディネーターを設置します。その際、高齢男女のニーズや生活実態の違いに配慮します。

また、高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため、女性のみならず男性も含めた消費者教育・啓発の充実を図るとともに、高齢者の財産等の権利を保護するための成年後見制度の周知、制度活用の支援、後見人の育成を行います。また、高齢者や障害者の見守りネットワークの構築等により、被害を防止します。

高齢者の安全・安心に配慮したまちづくりや道路・住宅等の社会基盤整備等に男女共同参画の視点を立てて、高齢者に優しい生活環境の整備を推進します。

③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実

高齢者を対象とした性差医療や男女の違いに配慮した生活習慣病対策、介護予防対策を推進します。

また、広く男女を対象に介護知識・技術の普及を図り、家族介護の負担軽減を図ります。その際、介護のための離職等により経済的に困窮したり、地域から孤立する介護者に配慮し、介護に必要な家事等の能力が不足していたり、地域との関わりがほとんどなく支援を求めることができない状況にある男性介護者の抱える問題にも対応します。

一方、高齢者の人権を尊重し、性別に配慮した医療・介護サービスの提供・保健医療施設や介護施設の運営により、医療・介護の質の向上を促進します。

なお、不足する医療・介護を担う人材の確保を図るため、賃金体系や待遇等を見直し、男女とも、生活の安定及び仕事と生活の調和を図ることができるよう、雇用制度や環境の整備を促進するとともに、求職・求人に係る情報提供、職業相談、職業紹介等を推進します。

(4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備

男女共同参画の視点を踏まえながら、障害のある人もない人も共に生きる社会の構築を図ります。その際、障害のある女性は、障害に加えて、女性であることで、複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意します。

①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備

障害者が、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の整備を進めます。

特に、「障害者110番」等における障害者の権利擁護に係る相談については、男女共同参画の視点を踏まえた対応を行います。

また、特別支援学校高等部等において、障害のある子どもが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、全教育活動を通じ、生徒の実態等に応じて人権及び男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実

障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題を解決するため、サービス等利用計画の充実を図り、適切な医療や介護サービスの提供を促進します。

また、障害者虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行うため、虐待の背景に留意しながら、情報提供、助言等の必要な支援を行います。

(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備

社会のグローバル化の進展に伴い、本県で暮らす外国人は増加しており、その数は男性よりも女性が多く（2011年次法務省統計：女性4,545人、男性1,739人）なっています。国際結婚は平成23年においては、その約8割が夫は日本人で妻は外国人という組合せです。

外国人の女性は、言語の問題、習慣や価値観の違い、頼れる身寄りが身近にいないことなどによる孤立化などの困難に加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれており、そのような状況を踏まえた支援を進めます。

①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援

外国人の女性が、経済、就労、住宅、教育、夫婦・家族関係、近所付き合いなどで様々な問題を抱えつつも地域で孤立化しないように、同じ境遇にある人同士が交流したり、地域の日本人と相互に文化や風習を学び合える機会づくりを促進します。また、多言語での情報提供や相談体制の充実を図ります。

また、外国人の女性の、配偶者等からの暴力や人身取引^{*}などの被害が潜在化することを防ぐために普及・啓発を図るとともに、被害者に対しては、県女性相談センター等において、相談対応・保護などの支援を行います。

(6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援

人権擁護の取組においては、同和問題その他人権を侵害される問題で生活上の困難に直面し、さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々に配慮する必要があります。

また、性的指向や性同一性障害など性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人の尊厳が保障されるよう、人権教育・啓発等を進めます。

①同和問題等人権問題の解決

同和問題その他人権を侵害される問題の解決を図るために、それぞれの人権問題に複合的に絡まる性別に起因する人権問題の解決が不可欠であり、その認識に立った普及・啓発を行います。

②性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることがないよう、差別や偏見の解消を目指す人権教育・啓発を推進するほか、人権を侵害された被害者の救済に取り組みます。

(7) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備

子どもたちが安心・安全に暮らし、健やかに成長できるよう、暴力の根絶に向けた環境づくりや医療体制の整備を行います。また、子どもへの貧困の連鎖を断ち切るなど、社会全体で子どもを支える取組を進めます。

①子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶

子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力を根絶するための体制整備、予防啓発等の充実を図ります。

また、援助交際・児童買春を予防するための教育や携帯電話等のフィルタリングの普及・啓発活動などにより、子どもの性犯罪被害を防止するための取組を推進するとともに、子どもに対する性・暴力表現について、メディア産業の自主規制等の取組を促進します。

②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護

学校、児童相談所、警察等が連携して、虐待、性犯罪、児童買春、児童ポルノの認知・把握による事案の顕在化に努め、暴力・虐待等の早期発見・早期対応、被害者である子どもの迅速かつ適切な保護に当たるとともに、加害者の摘発や処罰等に厳正に対処します。この際、家庭内における配偶者間の暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たることに留意します。

また、被害者である子どもの心身の回復を図るために、心身の状況等に十分な配慮をしたカウンセリング等のケアを行います。

③子どもが安心して生活できる環境づくり

家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし、生活上の困難が世代を超えて継承されることがないよう、教育費の負担軽減を進めるとともに、子ども一人ひとりに対して、教育や福祉関係者、地域のボランティアなどが連携し、生活面や学習面での支援、家庭への支援などを行う取組を促進します。

また、犯罪による子どもの被害を防止するため、学校や家庭、PTA等の団体、地域住民、関係機関等が連携し、地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するとともに、警察においては、声かけ、つきまとい等に関する情報収集及び分析、情報提供を行います。

④社会全体で子どもを支える取組の促進

男女とも子どもに関わることができる仕事と生活の調和の実現に向けて、気運の醸成や就業環境の整備の促進に取り組みます。

一人ひとりの子どもの育ちに学校や家庭だけが関わるのではなく、県民みんなで子育てを支え合うという意識を共有し、社会全体で応援するための体制づくりを民間団体と連携しながら推進します。

(8) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進

東日本大震災等の検証において、被災時には、平時の固定的性別役割分担が強化され、増大した家庭的責任が女性に集中する一方、男性には復興作業の負担がかかったり、避難所の運営が主に男性によって行われ、女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題が明らかになりました。

このような問題を解決し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を踏まえて防災体制を確立する取組を推進します。

①防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大

防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大するとともに、女性の消防団員の確保、女性の消防職員の採用や女性の防災リーダー養成の促進、女性警察官の採用・登用の拡大等により、防災現場における女性の参画拡大に向けた取組を促進します。

②男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応

被災時においては、女性の参画を推進し、固定的性別役割分担意識の解消に留意しながら、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、安全やプライバシーの確保等、男女双方や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努めるなど、「県地域防災計画」に基づいた防災対策を推進します。

また、市町村の「地域防災計画」及び「避難所管理運営マニュアル」等の災害に関する各種マニュアル等には、男女共同参画の視点を踏まえるよう助言等を行います。

さらに、災害ボランティア活動においては、ボランティアの安全の確保など男女共同参画の視点に配慮がなされるよう働きかけます。

③女性、高齢者、外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等にも配慮して、防災教育や防災知識の普及、防災情報の提供の促進に努めます。

重点目標5 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1)ひとり親家庭等への支援		
①ひとり親家庭等への経済的支援	母子・寡婦福祉資金の貸付け	子ども福祉課
	母子・寡婦・父子たすけあい資金の貸付け	子ども福祉課
	児童扶養手当の給付	子ども福祉課
	ひとり親家庭等への医療費の助成	子ども福祉課
②ひとり親家庭の母等の就業等自立の支援	母子家庭の母等への就業相談等の実施と母子家庭等自立支援給付金の支給	子ども福祉課
	母子福祉センターの運営費補助及びひとり親家庭の連携促進	子ども福祉課
	ひとり親家庭への家庭生活支援員の派遣	子ども福祉課
	母子家庭の母等に対する職業訓練	雇用労政課
(2)困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援		
①若年期の自立支援	キャリア教育・職業教育の充実とライフプランニングの支援	高校教育課
	就業支援と雇用確保	雇用労政課
	相談員等支援に携わる人材の養成	青少年男女共同参画課 障害福祉課
	関係機関のネットワークの構築、相談・支援体制の充実等	青少年男女共同参画課 障害福祉課 子ども福祉課 雇用労政課 義務教育課 高校教育課
	修学のための学資金の貸与	総務福利課
②暴力被害者の支援	暴力被害者の精神的回復と自立に向けた支援	男女共同参画室 子ども福祉課 義務教育課 高校教育課 被害者支援室
③地域から孤立する可能性のある人への支援	一人暮らし世帯等の見守り・支援	社会福祉課
(3)高齢者が安心して暮らせる環境の整備		
①高齢男女の就業促進と雇用の確保	シルバー人材センターの支援等による身近な地域で安心して働くことができる多様な就労機会の提供	雇用労政課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
②男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立支援	高齢者等の見守り活動と日常生活支援体制の整備	社会福祉課
	高齢者に対する生活資金の貸付けと援助指導	社会福祉課
	高齢者に配慮したまちづくりの整備促進	障害福祉課 道路維持課 都市計画課
	高齢者に対応した県営住宅やサービス付き高齢者向け住宅の整備	住宅政策室
	高齢者の消費者トラブル未然防止対策	消費者行政推進室
③男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実	成年後見制度の周知・活用支援	介護福祉課 障害福祉課
	介護予防対策の推進	介護福祉課
	家庭介護者等の介護負担軽減のための介護支援の充実	介護福祉課
	介護サービスの質の確保のための人材の養成・確保	介護福祉課
	介護負担軽減のための介護知識・介護技術の普及	介護福祉課
	介護に関する相談体制の整備	介護福祉課
(4) 障害者が安心して暮らせる環境の整備		
①障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	障害者に配慮したまちづくりなど障害者が自立しやすい社会基盤の整備	障害福祉課 道路維持課 都市計画課
	障害者の雇用と就労の促進	雇用労政課
	特別支援学校における自立のための教育	義務教育課
②男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実	介護・医療等のサービスの充実	障害福祉課
	障害者の自立支援のためのサービス提供者等の人材育成	障害福祉課
	相談体制の充実	障害福祉課
	障害者の虐待防止のための普及・啓発と相談窓口の設置等早期対応に向けた対策の推進	障害福祉課
(5) 外国人が安心して暮らせる環境の整備		
①複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援	外国人の地域での孤立化を防止するための交流等の支援	国際交流課
	行政情報・生活情報等の多言語による提供、相談体制の充実等による外国人の生活支援	国際交流課
	暴力の被害を受けた女性からの相談への対応・保護	男女共同参画室 子ども福祉課
	外国人留学生への奨学金の給付等、外国人への経済的支援	国際交流課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(6) その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援		
①同和問題等人権問題の解決	人権相談体制の充実	人権同和対策課
②性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援	差別や偏見の解消を目指した教育・啓発活動	人権同和対策課 人権同和教育課
	人権侵害の被害者の救済	人権同和対策課
	人権相談体制や相談・カウンセリング体制等の整備	人権同和対策課
(7) 子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備		
①子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶	子どもに対する虐待や性犯罪等暴力を根絶するための体制整備と予防啓発等の充実	子ども福祉課
	援助交際及び出会い系サイト等の利用防止のための教育、啓発活動の推進	青少年男女共同参画課 義務教育課 高校教育課
	メディアによる子どもに対する性・暴力表現の流通・閲覧等に関する対策	青少年男女共同参画課
②暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護	子どもが相談しやすい環境整備と被害児童に対する適切な対応	義務教育課
	家庭相談員等による相談対応及び体制の充実	子ども福祉課
	子どもに関する悩みを抱える家庭からの電話相談への対応	子ども福祉課
	母子自立支援員による相談対応	子ども福祉課
	児童虐待の発生を予防するための保護者等に対する個別相談・カウンセリング等の実施	子ども福祉課
	発育に問題のある乳幼児等に対する専門的支援の実施	子ども福祉課
	児童相談所等における被害児童の保護、相談・支援	子ども福祉課
③子どもが安心して生活できる環境づくり	子どもが被害者となる性犯罪、児童虐待、児童ポルノ及び児童買春事案に対する適切な対処	少年課 捜査第一課
	世代を超えた貧困の連鎖を防止するための自立の前提となる子どもの学びの支援	総務福利課
	障害のある子どもの自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進	義務教育課
	障害のある子どもに対する在宅サービスや放課後支援等、子どもの状況に配慮した適切な支援	障害福祉課 子ども福祉課
	小児医療体制の整備	地域医療整備課
④社会全体で子どもを支える取組の促進	地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備	生活安全企画課
	男女とも子育てに参画できる仕事と家庭の調和の実現に向けた気運の醸成と就業環境の整備の促進	青少年男女共同参画課 雇用労政課
	地域全体で子育てや子どもの教育に取り組む体制づくり	青少年男女共同参画課
	家庭教育における子育てに関する情報提供及び相談体制の充実	社会教育課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(8) 災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進		
①防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大	女性の消防団員の確保や女性の消防職員の採用等の促進 女性のリーダーの養成の促進 女性警察官の採用・登用の拡大	消防保安課 危機管理防災課 警務課
②男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応	「県地域防災計画」の見直し 市町村における「地域防災計画」の策定促進 市町村における「避難所管理運営マニュアル」の策定促進 災害ボランティア活動の支援	危機管理防災課 危機管理防災課 社会福祉課 社会福祉課
③女性、高齢者、外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進	防災に関する知識の普及、学習機会の拡充の促進	危機管理防災課

重点目標

6

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

[現状と課題]

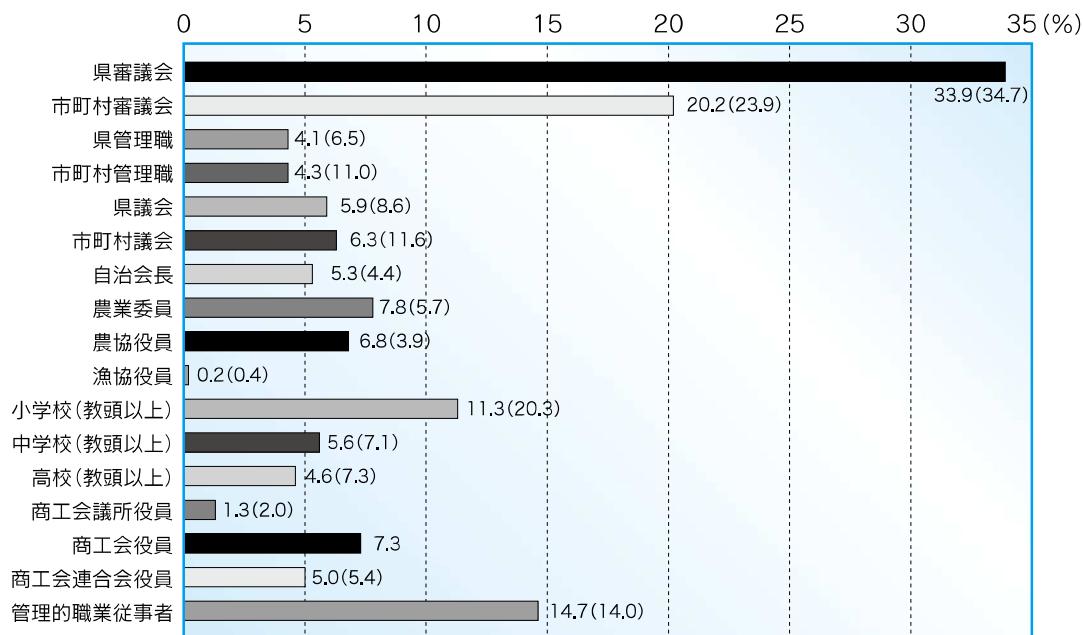
経済その他社会の様々な分野の発展のためには、各分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし、女性は、人口の半分、労働人口の約4割を占め、社会において様々な活動を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への参画は低調です。

本県の審議会等委員に占める女性の割合は、これまでの登用促進の取組により33.9%（平成24年3月31日現在）に向上したものの、県議会議員に占める女性の割合は、5.9%、市議会議員では8.1%、町村議会議員では3.6%（平成23年12月31日現在）、自治会長では5.3%（平成24年4月調査）と、県・市町村の政治や地域づくり活動への女性の参画は進んでいません。

このような状況を改善するためには、県が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに、市町村、事業者、団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

また、関係機関や団体と連携しながら、女性の人材の育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに、こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

● 各分野における女性の参画状況〔本県〕



(備考) ()内は全国平均値

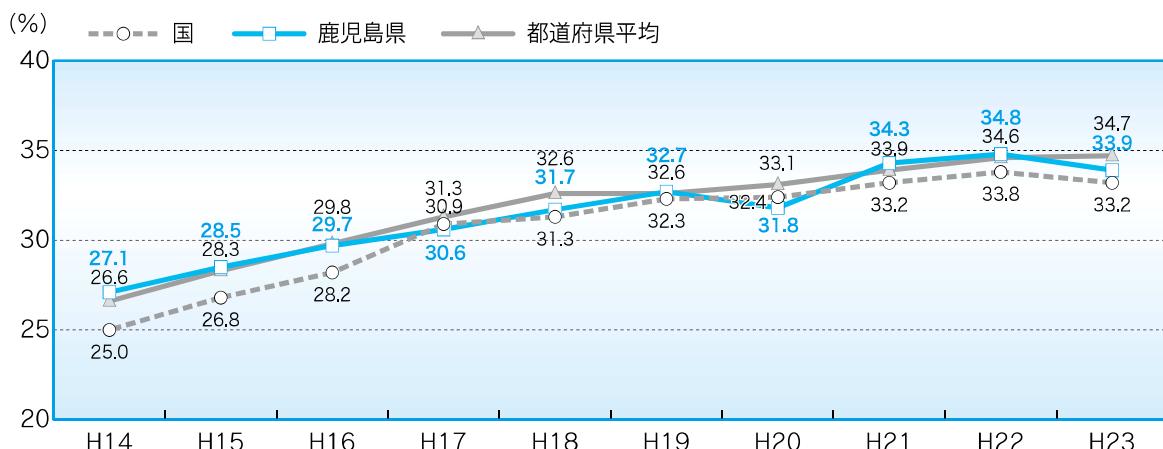
資料：「平成24年度かごしま男女共同参画の状況」

内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成24年度）」

「女性の政策・方針決定参画状況調べ（平成24年12月）」

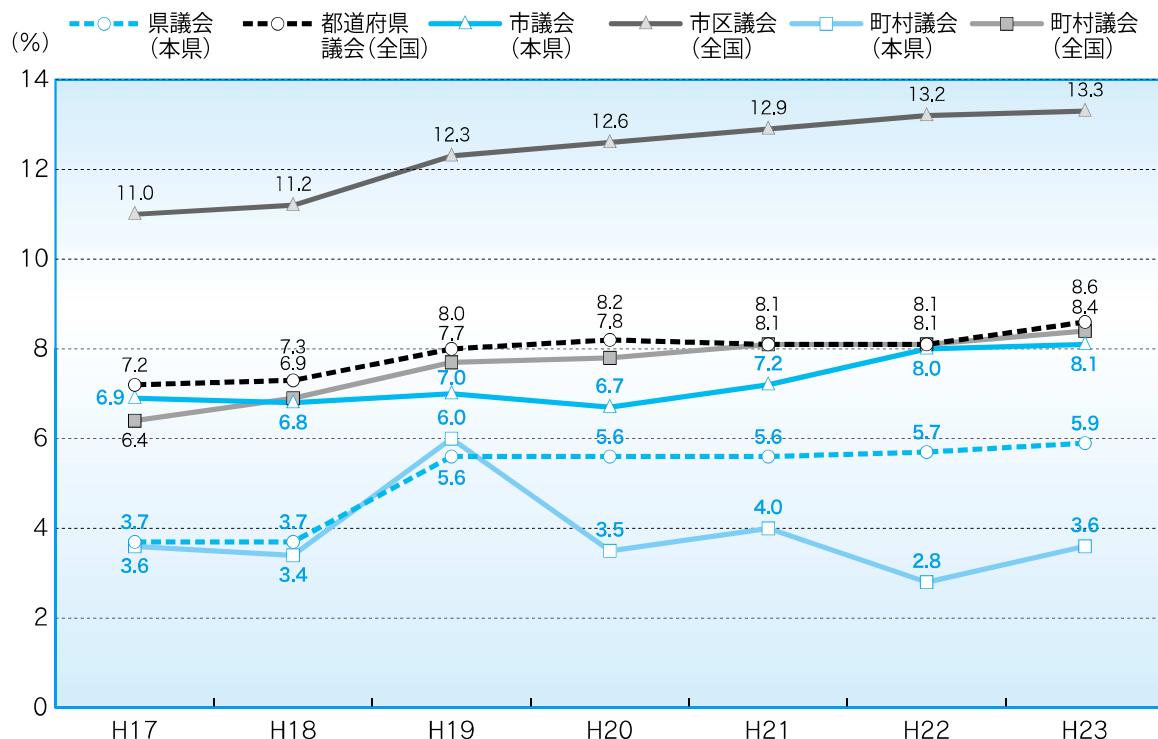
総務省「平成22年国勢調査」

● 審議会等委員における女性の割合の推移〔本県・全国〕



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
「女性の政策・方針決定参画状況調べ」

● 議会議員における女性の割合の推移〔本県・全国〕



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」
H19～21は県男女共同参画室調べ

施策の方向と概要

(1) 行政分野における女性の参画の拡大

行政のあり方や実施される施策は、県民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから、固定的性別役割分担意識*を助長したり、行政サービスの受益と負担に性別によって不均衡や不公平

が生じることなく、男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう、その政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

①県の審議会等委員への女性の登用推進

県の審議会等委員については、女性の年次別登用計画を作成し、計画的登用推進を図ります。その際、委員の推薦を依頼する団体に協力を要請したり、職務指定委員の見直しを検討します。

②市町村の審議会等委員への女性の登用促進

市町村における審議会等委員への女性の登用状況を把握し、その登用促進を積極的に働きかけます。

③県における女性の職員の登用等の推進

研修や人事異動を通じて人材の育成に努め、女性の職員の管理職への登用を推進します。

また、女性の職員の就労継続を支援するため、女性が働き続ける上での仕事や生活上の悩みや心配事について相談できる体制を整えるとともに、仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*}）を実現しやすい環境づくりに努めます。

④市町村における女性の職員の登用等に関する助言

市町村における女性の職員の登用状況を把握し、女性の職員の登用等に関する助言を行います。

⑤県政推進における女性の意見の反映

多様な立場の女性の意見を県政に反映させるように努めます。

(2) 教育分野における女性の参画の拡大

教育の内容は、子どもたちをはじめ教育を受ける一人ひとりの人生観や職業観、男女観に大きな影響を及ぼすとともに、教育に携わる人の役職や職務が性別により固定化することは、教育を受ける人が性別に対する偏見や固定観念を持つことにつながりかねないことから、男女双方の参画により教育及び学校の運営が行われるよう、教職員等教育関係者への女性の登用に配慮します。

①公立学校の教職員における女性の登用推進

教職員に対して、学校組織マネジメントに関する研修等を行うことにより、学校経営に必要な意識の醸成や能力開発の機会を提供し、女性の管理職任用標準試験への受験を促進することにより、女性の管理職への登用推進に努めます。

また、学校経営の責任を男女双方が担うよう、各分野の責任者への女性の登用を進めます。

(3) 雇用分野における女性の参画の拡大

雇用分野において女性の参画機会を確保することは、女性の自己実現と経済的自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは、労働力の確保にとどまらず、これまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ、新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど、経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について、社会の理解を広め、企業に対して、女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。

①企業における女性の参画の促進

女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置(ポジティブ・アクション)*についての普及に努め、企業の先進的取組等についての情報収集・提供を図ります。
また、働く女性のネットワーキングを図ることを支援します。

②仕事と生活の調和の促進

男女を問わず、仕事と育児、介護の両立支援制度の活用等により、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実践しやすい雇用環境の整備を促進します。

(4) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大

農林水産業・商工業等自営業の経営において、女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、農林水産業及び商工業関係団体に対する普及・啓発を行い、女性の登用を働きかけます。

①農林水産業分野における女性の登用促進

農業委員については、県農業会議と連携の下、市町村や市町村議会等に対して女性の登用について要請を行います。

また、農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合に対して、役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

②商工業分野における女性の登用促進

商工会や商工会議所、その他の商工団体に対して、役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

(5) その他の分野における女性の参画の拡大

各種機関や団体、組織において女性の能力が発揮されることは、それぞれの団体や組織、業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに、女性のリーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。

①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進

経済団体、専門的職業及び職能団体、業種団体、PTA、スポーツ団体、自治会等地域コミュニティ組織、地域づくり活動団体等の各種機関・団体・組織に対して、女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに、それら団体等における女性の参画状況を把握し、女性の役員等への登用について要請を行います。

(6) 女性の人材育成及び人材情報の整備

女性の能力開発を支援し人材育成を図るとともに、女性の人材情報を整備することにより、女性の参画を促進します。

①政治・行政分野における女性の人材の育成

女性の政治や行政の関係者等を対象に、地方自治を担う力量形成のための学習機会を提供します。

②地域社会における女性の人材の育成

自治会やPTA等地域の様々な団体において、役員等への女性の登用を促進するため、多様な人材の育成を行います。

また、啓発活動を通して、生涯学習リーダーや社会教育関係団体のリーダーとして女性の人材を養成します。

③農林水産業分野における女性の人材の育成

女性農業経営士*、青年林業士*、漁業士*の養成・認定や各種研修の実施により、農林水産業分野における女性のリーダーの育成を推進します。

④国際交流・協力を通じた女性の人材の育成

海外派遣により、国際的感覚や視野を有する女性のリーダーを育成するとともに、青年海外協力隊への女性の派遣を促進します。

⑤女性の人材情報の収集・整備

女性の人材に関する情報を収集・整備し、各種審議会等をはじめ政策・方針決定過程への女性の登用に活用するほか、必要に応じて大学や企業等に提供します。

また、働く女性のネットワーキングを図ることを支援し、ネットワークを通じて新たな人材を発掘します。

重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 行政分野における女性の参画の拡大		
①県の審議会等委員への女性の登用推進	年次別登用計画書に即した計画的な女性の登用	男女共同参画室 関係課・室
②市町村の審議会等委員への女性の登用促進	市町村における登用状況の調査と結果の公表	男女共同参画室 関係課・室
③県における女性の職員の登用等の推進	能力開発・向上のための研修等の実施	行政管理室
	女性の登用の推進	人事課
	女性も相談しやすい体制の整備	職員厚生課
	仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進	人事課
④市町村における女性の職員の登用等に関する助言	市町村の職員における女性の登用等に関する助言	市町村課
	市町村における登用状況の調査と結果の公表	男女共同参画室 関係課・室
⑤県政推進における女性の意見の反映	政策への女性の意見の反映	企画課
(2) 教育分野における女性の参画の拡大		
①公立学校の教職員における女性の登用推進	学校運営における能力開発の機会の提供、管理職に必要な意識の醸成	教職員課
	管理職任用標準試験の女性の受験の促進	教職員課
(3) 雇用分野における女性の参画の拡大		
①企業における女性の参画の促進	ポジティブ・アクションに関する普及・啓発	雇用労政課
	管理職等への女性の登用状況などのポジティブ・アクションに関する企業の取組の調査及び結果の公表	雇用労政課
	企業の先進的取組についての情報収集・提供	男女共同参画室
	働く女性のネットワーキングの支援	男女共同参画室
②仕事と生活の調和の促進	仕事と生活の調和のための取組の促進	雇用労政課
(4) 農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大		
①農林水産業分野における女性の登用促進	農業委員への女性の登用促進	農村振興課
	農業協同組合役員への女性の登用促進	農業経済課
	森林組合役員への女性の登用促進	環境林務課
	漁業協同組合役員への女性の登用促進	水産振興課
②商工業分野における女性の登用促進	商工会等商工団体役員への女性の登用促進	商工政策課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(5) その他の分野における女性の参画の拡大		
①各種機関、団体、組織等における女性の参画促進	女性の能力発揮の重要性についての広報・啓発	関係課・室
	各団体等に対する女性の登用の働きかけ	関係課・室
(6) 女性の人材育成及び人材情報の整備		
①政治・行政分野における女性の人材の育成	県・市町村職員等政治・行政分野の女性のエンパワメントの支援	男女共同参画室
②地域社会における女性の人材の育成	多様な女性の人材の育成	男女共同参画室 関係課・室
	女性の生涯学習リーダーの養成	社会教育課
	社会教育関係団体における女性のリーダーの養成	社会教育課
③農林水産業分野における女性の人材の育成	女性農業経営士の養成・認定	経営技術課
	女性の青年林業士の養成・認定	森林経営課
	女性の漁業士の養成・認定	水産振興課
④国際交流・協力を通じた女性の人材の育成	海外派遣による国際的感覚や視野を有する女性のリーダーの育成	青少年男女共同参画課
	青年海外協力隊への女性の派遣促進	国際交流課
⑤女性の人材情報の収集・整備	女性の人材情報の収集	男女共同参画室

重点目標**7****男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進****[現状と課題]**

就業は、個人の生活に経済的基盤を与えると同時に、自己実現につながるものです。そのため、性別にかかわりなく一人ひとりが、その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から極めて重要であるとともに、ダイバーシティ*の推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

しかしながら、出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第1子の出産を機に退職し、その多くが出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30代を底とするM字カーブ*を描いています。しかも、その雇用形態についてみると、子育て期にあたる年代以降は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高くなっています。賃金や管理職等への登用など就業の場の待遇や機会において男女間の格差も存在しています。

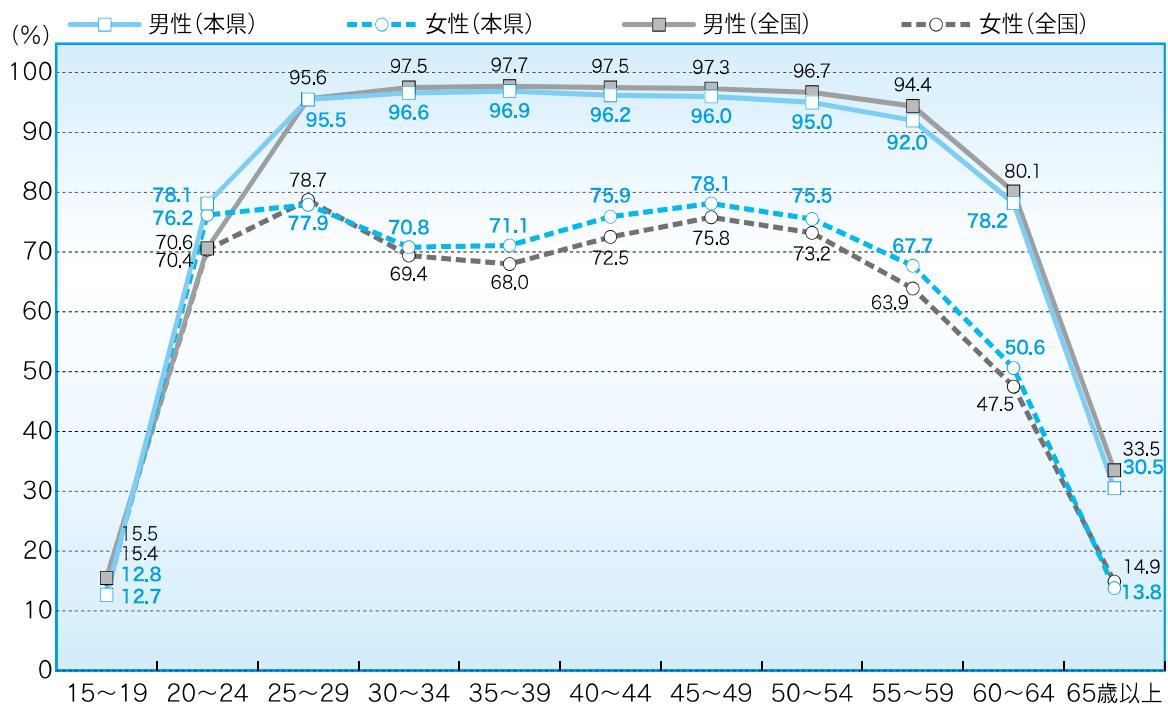
そのため、継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置（ポジティブ・アクション）*を促進し、女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

また、非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える側面もあるものの、正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め、その多くは給与水準が低く、女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから、不安定な非正規雇用環境の整備に向けた取組が必要です。

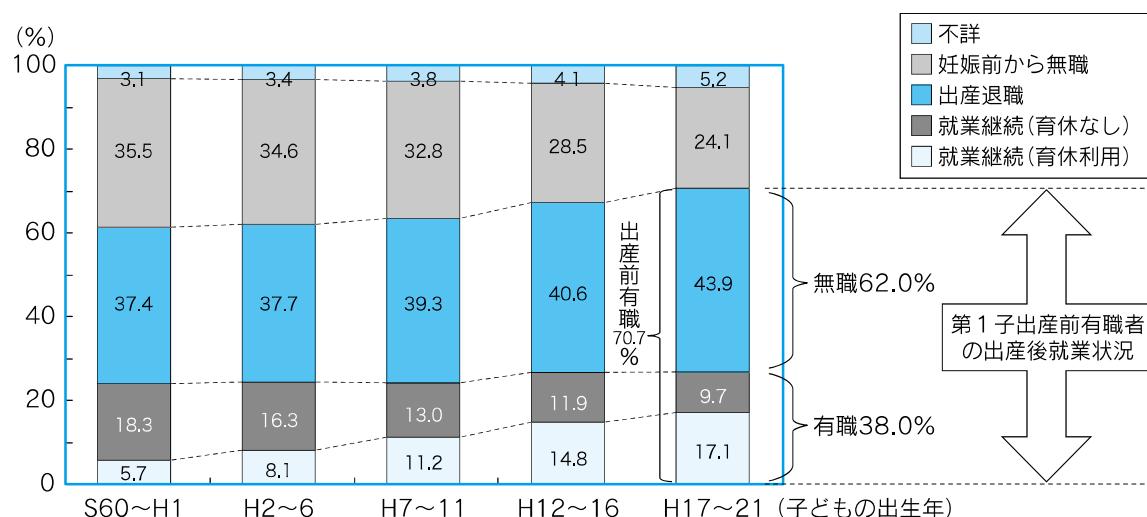
なお、経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は、男性の雇用環境も不安定化・悪化させ、中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大、長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも、一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり、男女ともに安心して働き、暮らしていくための雇用環境の整備が求められています。

さらに、雇用の分野だけでなく、農林水産業や商工業等の自営業、起業の分野においても、男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備し、経営への女性の参画を促進する必要があります。

● 男女別年齢階級別労働力率(平成22年) [本県, 全国]



● 子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴[全国]



(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査(夫婦調査)」より作成

2. 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計

3. 出産前後の就業経歴

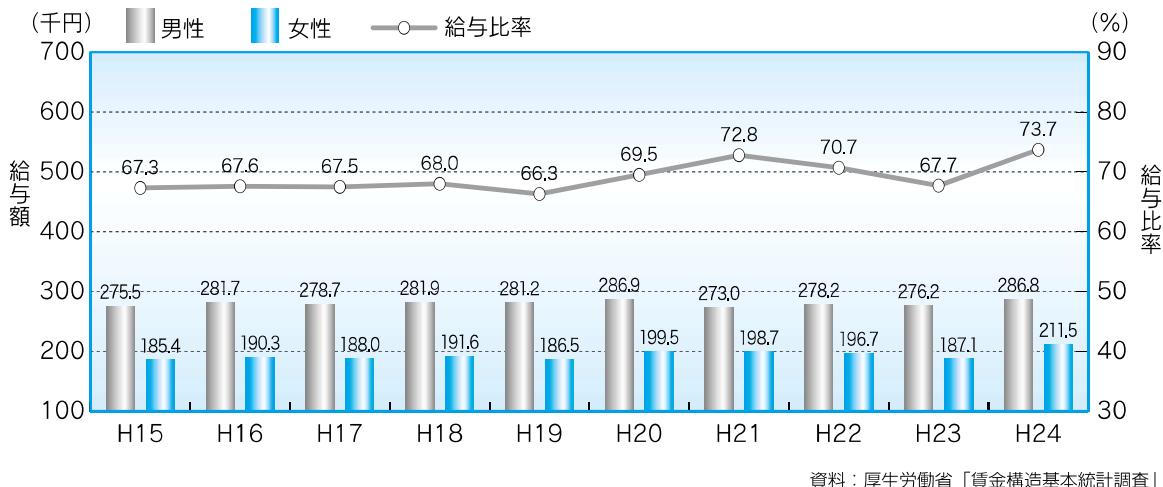
就業継続(育休利用) — 妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業

就業継続(育休なし) — 妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業

出産退職 — 妊娠判明時就業～子ども1歳時無職

妊娠前から無職 — 妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

● 男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移〔本県、全国〕



施策の方向と概要

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進し、男女間の賃金や待遇等の格差の解消、「M字カープ問題」の解消に向けた女性の就業継続や再就職の支援に取り組みます。

また、多様でかつ柔軟な働き方が選択でき、それぞれの職務や能力に応じた適正な待遇と労働条件が確保されるよう、均等・均衡待遇の促進を図ります。

①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発

募集・採用・配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止を規定する男女雇用機会均等法^{*}等関係法令の幅広い周知・啓発を図るとともに、男女間の賃金格差の解消を図るため労使への啓発を推進します。

また、パートタイム労働者などの非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）をはじめ関係法令の周知を図ります。

なお、労働関係法令の遵守などにより、非正規労働者をはじめとした労働者の保護を図るとともに、個別労働紛争解決制度の周知により、個別的労使関係の安定化を図ります。

②女性の就労問題の把握と情報提供

男女の均等な就業機会等を確保するため、男女別の事業所の労働条件や採用状況、学生の就職活動状況の把握とその情報提供に努めます。

③セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進

労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメント*を防止するため、研修・相談体制の充実など、事業所の積極的な取組を促すとともに、取引先や顧客等の間で起きるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動も展開します。

④雇用に関する各種相談への対応

雇用の場における差別や就業条件その他労働に関する相談に適切に対応します。

(2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進

農林水産業及び商工業等の自営業において、女性の貢献に見合う適正な賃金を確保し、女性が経済的地位を向上させるとともに、能力を十分発揮するため、研修機会の提供や就業環境の整備を促進し、経営等の方針決定過程への参画を進めます。

①農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成

農林水産業に従事する女性の家事・育児・介護等の負担の軽減や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）を促進し、女性が男性と対等なパートナーとして農林水産業経営に参画することを実現するために、女性に経営者として必要な知識・技術を習得する機会を提供するとともに、農業分野においては、家族経営協定*の締結を推進します。

また、地域資源を生かした加工品開発や女性の起業活動等を支援します。

②商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成

商工業等自営業の就業環境を整備し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を促進するとともに、女性の経営における役割や貢献が適正に評価されるよう商工会等を通じた普及啓発を行います。

また、女性の経営等の方針決定過程への参画を促進するため、能力開発の機会提供に努めます。

(3) 女性の能力発揮のための支援

固定的性別役割分担意識*を反映した「主たる働き手は男性で、女性は家計を補助するために働く」という慣行に基づく職業観について、解消を図るための啓発を行います。

また、労働者の就業能力の向上や就業希望者の職業選択については、性別にかかわらず個人の能力や個性、希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供、能力開発等の支援に努めます。

なお、育児や介護を理由に離職した人の再就職は、離職期間が長期にわたる場合が多く、職種によっては職業能力の維持が難しいことや、本人の希望する職種や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことなどから容易ではないため、そのことを踏まえた就労支援を行います。

①就業継続や再就職の支援

仕事と生活を両立するための制度等の情報や技能習得のための研修機会を提供するとともに、仕事や生活の悩みについて相談できる窓口の充実を図り、女性の就業継続を支援します。

また、再就職希望者に対して、必要な知識や情報の提供、相談対応等きめ細かい支援に努めます。

なお、子育て中の女性等に対する再就職支援を目的にハローワークに設置されたマザーズコーナーの周知により就労を促進します。

②職業能力開発等の支援

新たな職業能力を身につけるための職業訓練を実施します。

また、女性が働き続けていく上での悩みなどについての相談・助言を行います。

③起業に対する支援

商工業や農林水産業等で起業を目指す女性を支援するため、必要な知識を習得する機会や取組事例の情報等を提供するとともに、各種融資制度等の活用を図ります。

また、起業を目指す女性や起業した女性等のネットワーキングを支援します。

④新規就業に対する支援

就業希望者の就業を促進するため、情報提供、相談活動、就業先の紹介などの支援及び広報・啓発を推進します。

重点目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		
①雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発	広報誌等による関係法令等の普及 労働問題に関するセミナーの実施 就業に必要な知識やスキルを習得する講座の開催	雇用労政課 雇用労政課 男女共同参画室
②女性の就労問題の把握と情報提供	県内事業所の労働条件等に関する実態調査による現状把握	雇用労政課
③セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進	セクシュアル・ハラスメント防止のための研修	男女共同参画室
④雇用に関する各種相談への対応	雇用の場における差別や就業条件に関する相談の実施	男女共同参画室 雇用労政課
(2) 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進		
①農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	家族経営協定締結の推進 農村における女性の地域農産物を活用した加工品開発等の起業活動の支援 地域水産物を活用した加工品開発に向けた取組の支援	経営技術課 経営技術課 水産振興課
②商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成	商工会等の経営指導員による経営指導 商工会等女性部の活動促進を図る研修等の実施	商工政策課 商工政策課
(3) 女性の能力発揮のための支援		
①就業継続や再就職の支援	就業継続や再就職に関する必要な知識や情報の提供と相談対応 子育て中の女性等に対する再就職支援窓口（マザーズコーナー）の周知	男女共同参画室 雇用労政課
②職業能力開発等の支援	職業訓練の実施 就業に関する相談対応・助言	雇用労政課 男女共同参画室
③起業に対する支援	起業のための知識や手法に関するセミナーの開催等各種支援の実施 商工業・農林水産業に関する各種融資制度の実施	商工政策課 産業立地課 環境林務課 経営金融課 水産振興課 農業経済課
④新規就業に対する支援	就農を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施 林業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施 漁業への新規就業を促進するための相談活動等各種支援や啓発の実施 福祉分野の職業紹介	経営技術課 森林経営課 水産振興課 社会福祉課

重点目標

8

仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

[現状と課題]

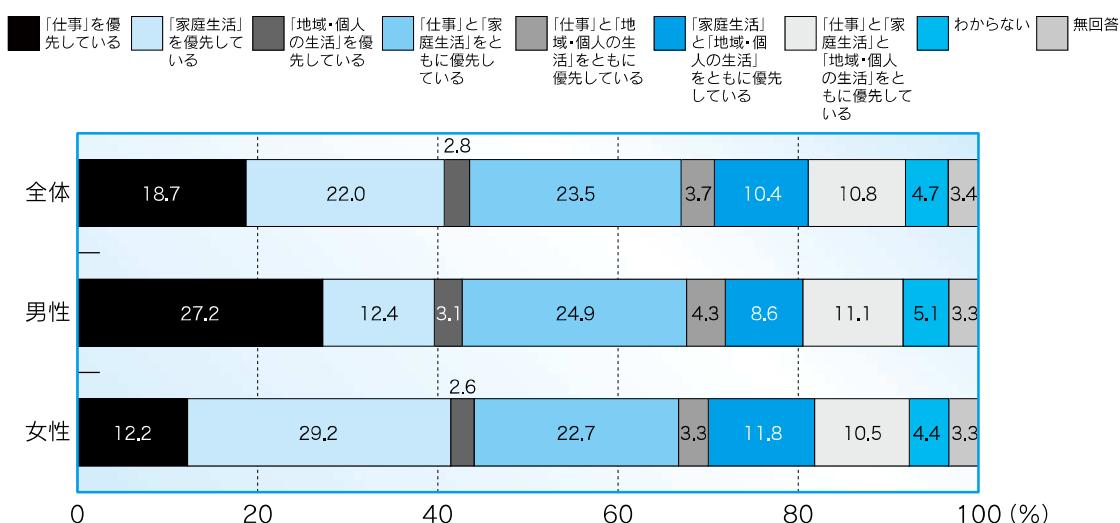
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス^{*}）は、健康や趣味、学習といった個人的領域においても、仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても、自己実現を可能にするとともに、育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし、安心して暮らしていく上でも重要です。

また、少子高齢化や雇用環境の変容、社会経済のグローバル化等が進展する中で、職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることは、女性の「M字カーブ^{*}問題」の解消や政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり、経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

しかしながら、県民意識調査で「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度についての希望と現実を尋ねたところ、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」など、複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高いものの、現実には、「仕事」あるいは「家庭生活」など、単一の活動を優先している人の割合が高い傾向が見られました。

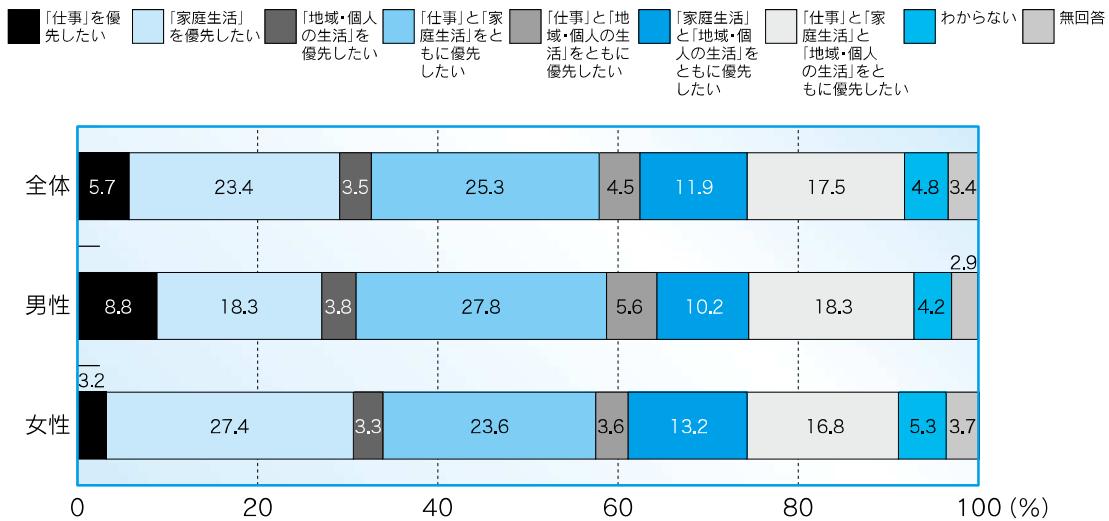
このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を、事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに、一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

● 男女の仕事、家庭生活、地域活動の優先度(現状)〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島の男女の意識に関する調査」

● 男女の仕事、家庭生活、地域活動の優先度(希望)〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島の男女の意識に関する調査」

施策の方向と概要

(1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、社会的気運の醸成を図るとともに、長時間労働の抑制や公正な待遇を伴う多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進及びそれを可能にする職場環境の整備等を進めます。

なお、雇用の場だけではなく、農林水産業や商工業等自営業の場においても仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及を図ります。

① 仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、事業所における職場優先の組織風土の変革や、男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識*の解消につながる意識啓発を進めます。

② 就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定の促進等を通じ、事業所に対して労働時間の短縮等働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を促し、仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。

また、農林水産業や商工業等自営業においても、従事者の仕事と育児や介護との両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るための普及啓発に努めます。

③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進

育児や介護による休業、短時間や短日数の勤務、テレワーク^{*}等、ライフスタイルに応じた多様な働き方が、公正な待遇が確保された上で、主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。

育児休業制度や介護休業制度、その他仕事と子育てや介護の両立のための関係法令等の周知を図り、事業所におけるそれら関係制度の定着に努めます。

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

性別や就労の有無にかかわらず、安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け、「社会全体で子育て・介護を支える」という基本的な考え方方に立って、保育所待機児童の解消や多様化する保育ニーズへの対応、子育て支援拠点の整備、介護支援策の充実を図ります。

①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の様々な保育サービスの充実を図るとともに、保育所待機児童の解消に努めます。

また、介護家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。

②子育て支援拠点施設等の整備

就業の有無にかかわらず、子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる地域子育て支援拠点施設の整備を図るとともに、臨時の・突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター^{*}の設置促進を図ります。

また、子どもの就学後も保育ニーズに切れ目なく対応するため、放課後対策の充実を図ります。

③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備

子育て家庭相互や子育て家庭と地域の人々との交流が図られるよう、交流の場の提供や子育てサークル等の取組を促進するなど、子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

また、地域ぐるみで介護を支える仕組みづくりに取り組みます。

④子育て・介護のための生活環境の整備

ハード・ソフト両面におけるバリアフリー^{*}化の推進などにより、子どもと子育て中の人、高齢者とその介護者等が安全で安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。

重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備		
①仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進	仕事と生活の調和に関するセミナーの開催	男女共同参画室
②就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進	仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の登録・普及	雇用労政課
	妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成	青少年男女共同参画課
	仕事と家庭生活との両立支援に取り組む県内建設業者への優遇措置	監理課
	農林水産業や商工業等自営業の従事者の仕事と生活の調和の普及	商工政策課 経営技術課 森林経営課 水産振興課
③仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及、定着促進	広報誌等による仕事と生活の両立支援や育児・介護休業取得促進のための労働関係法令や諸制度の普及	雇用労政課
	育児・介護休業取得状況の調査と結果の公表	雇用労政課
(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援		
①多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実	病院内保育施設の設置促進	保健医療福祉課
	保育所待機児童の解消	青少年男女共同参画課
	延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の実施	青少年男女共同参画課
②子育て支援拠点施設等の整備	地域子育て支援の拠点の設置促進	青少年男女共同参画課
	児童館の整備促進	青少年男女共同参画課
	放課後児童クラブの設置促進	青少年男女共同参画課
	ファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
③地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備	子育てサークル等の取組の促進	青少年男女共同参画課
	要介護高齢者等の地域での介護環境、見守り・支え合い体制の整備	介護福祉課
④子育て・介護のための生活環境の整備	公共施設のバリアフリー化の推進	障害福祉課
	安全な道路交通環境の整備	道路維持課
	公園の整備	都市計画課

重点目標**9****男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進****[現状と課題]**

人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は、少子高齢化・過疎化の進行、地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退、一次産業の担い手不足、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加、家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生、犯罪や災害の危険など、多くの課題を抱えています。

これら多様化・複雑化する地域課題の解決に、行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から、地域の多様な主体との協働により「新しい公共*」を担うあり方が求められています。

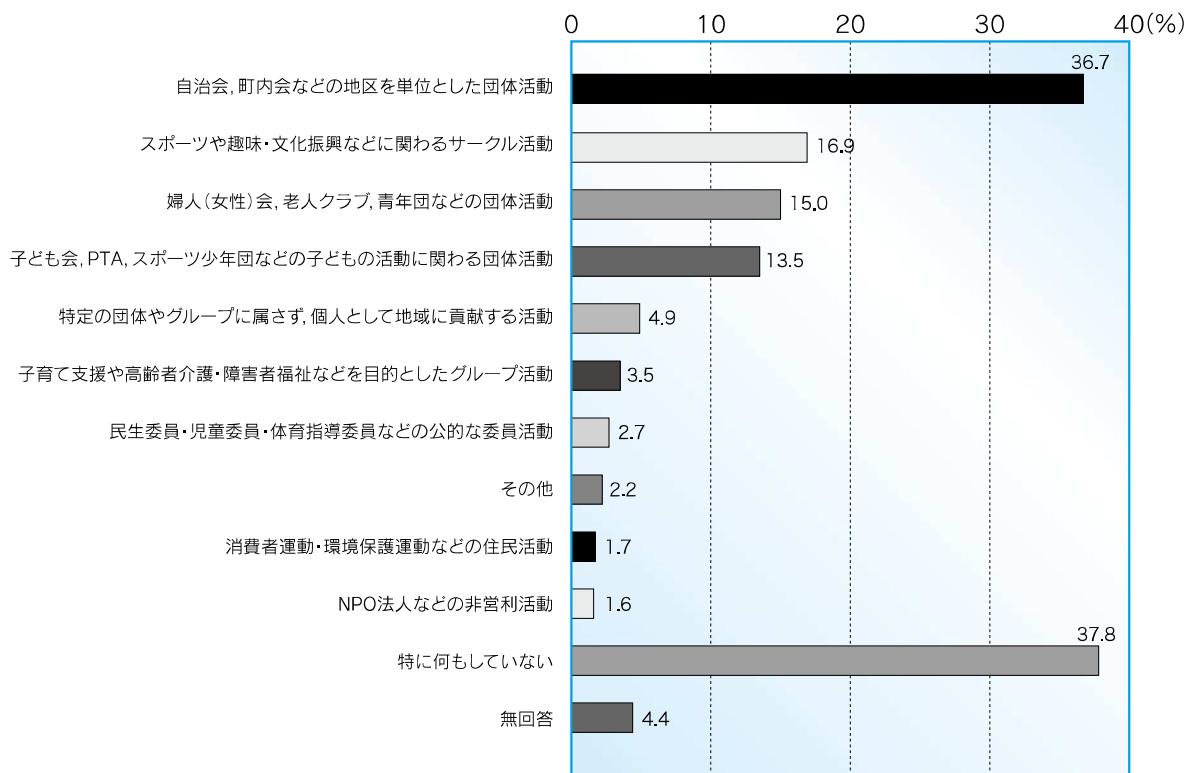
「日本一のくらし先進県」を目指す本県においては、県民一人ひとりのより豊かで活力に満ちた暮らしづくりを支えるために、NPO、自治会等地域コミュニティ*における組織等が、県や市町村と協働して、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた様々な地域づくり活動を積極的に展開しています。

これらの活動が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには、人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し、性別や年齢、障害の有無等を超えて、様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取組が不可欠です。しかしながら、その認識は未だ十分浸透しておらず、地域課題の解決を困難にしています。

また、自治会等地域コミュニティにおける組織が世帯単位の慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因ともなります。

このようなことから、男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに、地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

● 地域における活動への参加状況〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島の男女の意識に関する調査」

施策の方向と概要

(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり

地域における男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センター*の機能の充実を図るとともに、男女共同参画地域推進員*など地域で男女共同参画を推進する人材の育成や男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を実践する団体の支援等により、男女共同参画を推進する基盤づくりを進めます。

①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実

民間団体との連携、協働等による事業実施や意見交換、地域・県民のニーズの反映等により、男女共同参画センターの事業内容の充実を図ります。

②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援

男女共同参画センター等において、男女共同参画地域推進員など地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、その活動を支援します。

また、男女共同参画の推進に取り組む団体の活動を支援します。

③市町村やNPO等との連携、協働

市町村や民間団体の男女共同参画の取組を支援するほか、市町村やNPO等が協働して実施する男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を支援します。

なお、共生・協働センター等が行う地域づくり活動の支援やその担い手の育成に当たつても、地域づくり活動に男女共同参画の視点が必要であることの理解の浸透に配慮します。

(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進

性別や世代を超えて多様な立場を生きる人々が地域コミュニティ活動等に参画し、地域を支える担い手として活躍できるよう、一人ひとりを尊重する対等な人間関係を基盤に、性別や年齢等で役割を固定することなく、それぞれの個性や能力が発揮できる地域づくりを推進します。そのため、自治会等の地域活動が行われる場を活用して、「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりについて学習機会を提供します。

また、男女共同参画の視点を踏まえて活動する団体のネットワーキングを支援します。

①地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大

男女共同参画の視点に立った地域づくりについて研修会等を実施するとともに、市町村、地域住民、男女共同参画地域推進員、NPO等が協働で行う地域課題解決のための男女共同参画の視点を立てた地域づくり活動を支援します。

また、地域コミュニティにおいて、性別や年齢等にかかわらず広く住民の中から活動の担い手の育成を図るとともに、固定的性別役割分担意識^{*}を解消するための意識啓発を推進し、方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

②男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進

高齢男女が他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう、一人ひとりの知識や経験、技能を生かした社会参加を支援します。

③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進

地域における犯罪の発生を予防するための防犯活動及び高齢者の見守り活動などに、男女双方の幅広い世代の参画を促進します。

④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進

観光、国際交流、環境等の分野における取組について、男女双方のニーズに配慮するとともに、女性の参画拡大や人材の育成を推進します。

重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
(1) 地域における男女共同参画推進の基盤づくり		
①鹿児島県男女共同参画センターの機能の充実	職員の育成を図る研修機会の確保と体制整備	男女共同参画室
	男女共同参画センターーサポーターの養成及び活動展開	男女共同参画室
	NPO等との連携、協働による事業展開	男女共同参画室
	男女共同参画審議会、協働・連携団体意見交換会、男女共同参画に関する県の施策に対する申出処理制度等の活用による県民のニーズを反映した運営	男女共同参画室
②男女共同参画の推進役となる人材の育成・支援	男女共同参画地域推進員の育成及び活動の支援	男女共同参画室
	男女共同参画に関する講座の開催による人材育成	男女共同参画室
	男女共同参画センター登録団体の活動支援	男女共同参画室
③市町村やNPO等との連携、協働	市町村における男女共同参画の取組支援	男女共同参画室
	NPO等との協働による広報・啓発活動の実施	男女共同参画室
	男女共同参画の視点に立った住民との協働の促進	男女共同参画室
	NPO等との協働による県事業の取組促進	共生・協働推進課
	自治会・NPO等が実施する地域コミュニティの機能を高めるモデル事業に対する支援	共生・協働推進課
	NPO等を支援する県共生・協働センターの機能充実	共生・協働推進課
	NPO法人等の経営基盤の安定・強化に必要な資金の支援	共生・協働推進課
(2) 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進		
①地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入と女性の参画拡大	男女共同参画の視点に立った地域づくりについての学習機会の提供	男女共同参画室
	男女共同参画地域推進員やNPO等による地域課題解決のための実践活動の促進	男女共同参画室 共生・協働推進課
	地域コミュニティ活動における方針決定過程への女性の参画拡大と多様な主体の参画促進	男女共同参画室
②男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進	生きがいづくりの推進	長寿・生きがい推進室
	高齢者リーダー等の養成	長寿・生きがい推進室
	シニア世代の社会参加の促進	長寿・生きがい推進室
	老人クラブ活動の促進	長寿・生きがい推進室
	シニアボランティアの活動支援	社会福祉課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
③男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進	女性や子どもに対する犯罪の発生を予防するための取組の実施	生活・文化課
	高齢者の見守り活動の促進	社会福祉課 介護福祉課
④男女共同参画の視点に立った観光、国際交流、環境等分野の取組の推進	観光、国際交流、環境等分野における男女双方のニーズへの配慮、女性の参画の拡大及び人材の育成	地球温暖化対策課 観光課 国際交流課

3 戰略的取組

①子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場における取組の推進

性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して、子どもたちには、人権意識や男女平等意識が醸成されることになります。そのことによって、将来を見据えた自己形成の基盤である自己肯定感や自己尊重感が育まれ、多様な生き方・働き方を主体的に選択する力を身につけることになります。また、いじめや虐待など子どもたちを取り巻く深刻な人権問題の解決にもつながります。

このため、男女共同参画と子どもに係わる部局及び市町村が連携、協働し、子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組を学校、家庭、地域が一体となって推進します。

【主な取組】

- ・児童・生徒への男女共同参画の理解を深めるための学習の提供
- ・教職員や保護者を対象とした男女共同参画についての研修の実施
- ・生徒に対する男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育の実施
- ・生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく人権の視点に立った性教育の実施
- ・生徒や学生を対象とした交際相手からの暴力を未然防止する教育の実践

②産業分野における女性の活躍の促進

女性にとって男性同様その能力を発揮する機会を得ることは、個人の自己実現と生活の安定を図る上で不可欠なことです。

また、経済が低迷し、労働人口の減少が進行する中、女性をはじめとする多様な人材が経済活動に参画することは、労働供給を量的に確保するという観点に加えて、グローバル化や消費者ニーズの多様化への対応が迫られている地域経済の活性化にも不可欠であるとともに、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムを構築する上でも必要です。

このため、男女共同参画と様々な産業を所管する各部局が連携、協働して、女性の活躍を促進する取組を推進します。

【主な取組】

- ・女性による起業の支援
- ・様々な産業分野におけるポジティブ・アクションの取組の促進と女性の人材育成
- ・政策・方針決定過程への女性の登用促進

③男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のための意識啓発と環境整備

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。

固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解を深めるための男性への積極的な働きかけは、長時間労働、介護、自死、地域における孤立化など男性が直面する課題に対応し、仕事と家庭・地域生活との調和を実現するためだけでなく、女性のあらゆる分野への参画拡大や雇用環境の改善、女性に対する暴力の根絶を図るためにも必要です。

そのため、男女共同参画と職場教育や社会教育の関係部局、事業所等が連携して、男性に意識啓発の機会を積極的に提供します。また、問題や悩みを抱える男性を支援するため、相談窓口を所管する部局が連携して、その充実を図るほか、地域づくりに係わる部局が市町村とも連携して、男性の地域参画を促進する取組を推進します。

【主な取組】

- ・男性を対象とした男女共同参画に関する学びと交流の場の提供
- ・男性相談窓口の充実

④女性が働き続けることができ、暮らしていくための雇用の問題解消等セーフティネット機能の充実

経済の低迷や経済社会のグローバル化、それに伴う雇用環境の悪化等により、貧困に陥る層が拡大していますが、特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規労働者が多いこと、賃金等に男女格差があること、女性に対する暴力が就業など社会参加を困難にしていることなどを背景に、貧困など生活上の困難に陥りやすく、中でも、高齢単身女性や母子世帯は、相対的貧困率が高くなっています。

また、障害のある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

そのため、女性が働き続けることができ、暮らしていくことを支えるために、雇用機会の創出・確保を図るほか、家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築や、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を推進します。

【主な取組】

- ・女性に対する就労訓練や研修機会の提供、相談対応等による新規就労、就労継続、再就職等の支援

⑤配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実

配偶者（元配偶者や内縁関係にある又はあった者を含む。）からの暴力の被害者の多くは女性であり、加害者は、社会的地位や信用、経済力、腕力などを背景に、様々な暴力の形をとて被害者を支配しようとします。被害者は、結婚や家族に関する社会通念や固定的性別役割分担、被害者に対する社会的支援の不備等、社会の構造的問題や様々な制約の中で、暴力の状況から抜け出すことは困難で、被害は深刻化する傾向にあります。抜け出したとしても、加害者の追跡や子育ての不安等を抱えながら、心身の回復や経済的自立には長い時間を要します。

また、同じく、力と支配の構造から起きる交際相手（元交際相手を含む。）からの暴力（デートDV）も、被害者の日常生活や学校生活、仕事等に深刻な影響を与えています。

そのため、配偶者暴力相談支援センターを中心とした警察、市町村、関係機関・団体と連携して、被害者の安全確保、相談対応から保護、自立支援における切れ目のない総合的支援を実施します。

【主な取組】

- ・地域における各配偶者暴力相談支援センターを核とした警察、市町村、関係機関・団体のネットワークの強化
- ・相談員等被害者支援に係わる人材を養成する講座の開催

⑥誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進

地域コミュニティにおける様々な活動が、特定の性や年齢層等で担われていることにより、住民の価値観やライフスタイル、家族形態の多様化への対応を困難にし、人間関係の希薄化や単身者等の孤立化などの問題が生じています。

これらの解決を図り、一人ひとりが緩やかにつながり合い、支え合い、誰もが出番と居場所がある地域社会を形成していくためには、地域づくりに性別や年齢、障害の有無にかかわらず多様な人々が参画できるよう、「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。

地域コミュニティにおける活動に男女双方の参画を推進し、複雑化・多様化する地域の課題を解決するために、関係部局と市町村、NPO等地域の多様な主体が連携、協働し、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。

【主な取組】

- ・男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動の支援

第4章 推進のあり方

この計画を着実に推進するため、県の推進体制を充実・強化し、適切な進行管理を行うとともに、県、市町村、県民及び事業者の協働による取組を進めます。

1 県の推進体制

(1)男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部等の機能発揮

「鹿児島県男女共同参画推進条例*」に基づき設置した男女共同参画審議会において、基本計画の策定、県の施策の実施状況、苦情・相談の処理状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行い、その結果を積極的に施策に反映します。

また、男女共同参画社会の形成に向けた施策を各部局が相互に連携を図りながら総合的、計画的に推進するため、男女共同参画推進本部において、各部局の計画の進捗状況を確認し、施策の改善・見直しを積極的に進めます。

(2)鹿児島県男女共同参画センターの機能充実

男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する総合的な拠点として、広報・啓発、人材の育成、団体の活動支援、情報提供、相談等それぞれの機能の充実とそれらの有機的な連携により、県全域を対象にした広域的・効果的な事業を展開します。

事業実施に当たっては、市町村における取組の参考になることや、センターから遠隔地に住む県民の学習や相談等の機会を確保することに配慮します。

また、男女共同参画地域推進員や男女共同参画を推進する民間団体と連携、協働して、広報啓発等の事業を実施します。

(3)男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用

「鹿児島県男女共同参画推進条例」第15条第1項の規定に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して、県民及び民間団体から申出を受ける制度については、男女共同参画地域推進員の協力を得て、県民に広く周知し、その活用を促進します。

また、申出があったときは、関係機関と協力して適切に対応するとともに、施策の改善・見直しに反映します。

(4)数値目標の達成に向けた具体的な取組

本計画を男女共同参画の施策の推進を図るための実効性のあるアクション・プランとするため、33の数値目標(P83～84)を設定し、その達成に向けた具体的施策を総合的に実施します。

また、数値目標の達成状況とともに、その達成の成果による男女共同参画社会の進展の状況について検証を行います。

(5) 施策の進行管理の徹底

計画に基づく関連施策の実施に当たって、「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう、施策の進行管理を徹底します。

また、その実施状況について、男女共同参画推進本部における協議や男女共同参画審議会による調査審議を経て、「鹿児島県男女共同参画推進条例」第8条に基づき報告書を作成し、公表します。

(6) 計画の評価及び施策への確実な反映

計画に基づいた関連施策の実施状況について、成果指標を設定するなど総合的な評価の仕組みを確立します。それに基づき適正に評価を実施し、その結果を施策に確実に反映させます。

2 男女共同参画地域推進員やNPO、事業者等との連携、協働

男女共同参画地域推進員やNPO、事業者等と有機的に連携、協働し、男女共同参画社会の形成に取り組みます。

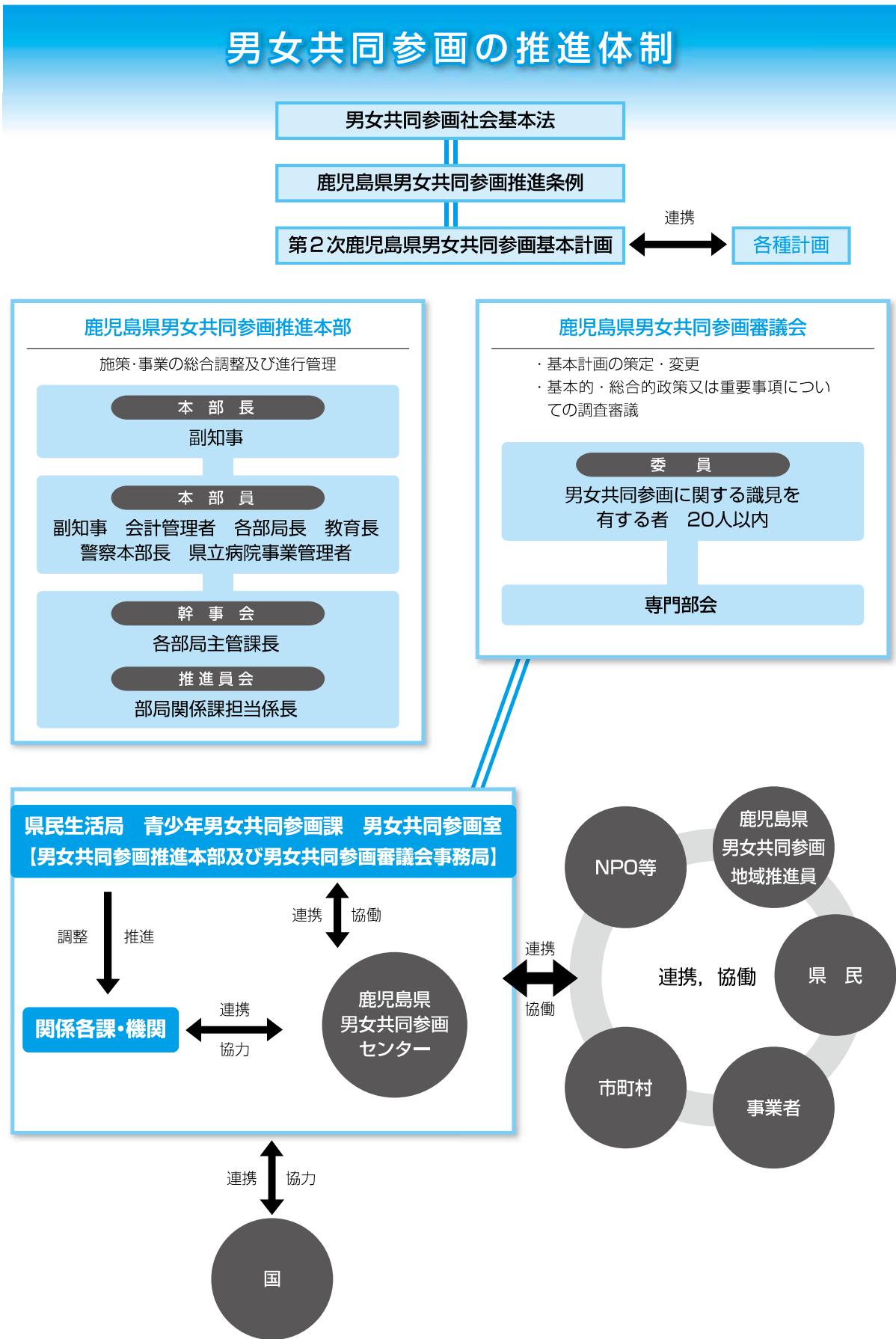
そのうち、男女共同参画地域推進員や民間団体については、男女共同参画の視点に立った地域課題解決型実践活動を支援するとともに、その実践例の普及を図ります。

また、事業者を対象とした広報・啓発事業等を実施し、事業者に対して、事業活動において男女共同参画の推進に取り組むことを働きかけるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を要請します。

3 市町村との連携、協働

男女共同参画社会の形成に向けては、県民の最も身近な行政機関である市町村の取組が極めて重要です。そのため、男女共同参画基本計画未策定の市町村を、研修の実施やマニュアルの提供、助言等により積極的に支援し、全市町村の計画策定を目指すとともに、条例制定についても働きかけるなど、市町村における男女共同参画の推進体制の整備を促進します。

また、市町村職員を対象とした研修会や地域における男女共同参画の推進役となる人材を育成する講座の開催、市町村が取り組む場合に参考となる事例等の情報提供を行い、男女共同参画の推進に市町村と連携、協働して取り組みます。



数 値 目 標

設 定 項 目	現状(年度)	目標(年度)	所管課・室
---------	--------	--------	-------

重点目標1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合 … 40.5% (H23) →	100% (H29)	男女共同参画室
「県男女共同参画センター」を知っている人の割合 … … … 30.7% (H23) →	50% (H29)	男女共同参画室
県において男女共同参画に関する職場研修を実施した所属の割合 … — →	100% (H26)	男女共同参画室
男女共同参画計画の策定市町村の割合 … … … … 51.2% (H23) →	100% (H26)	男女共同参画室

重点目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

男女共同参画をテーマにセミナーを実施した公立高校の割合 · 48.0% (H23) →	100% (H29)	男女共同参画室
---	------------	---------

重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

「女性にやさしい医療機関」の数* ¹ … … … 58 機関 (H23) →	100機関以上(H34)	健康増進課
「女性の健康サポート薬局」の数* ¹ … … … 28 薬局 (H23) →	50薬局以上(H34)	健康増進課
子宮がん検診受診率 (20歳から69歳) * ² … … 29.5% (H22) →	50% (H29)	健康増進課
乳がん検診受診率 (40歳から69歳) * ² … … 37.7% (H22) →	50% (H29)	健康増進課
妊娠11週以内での妊娠の届出率* ³ … … … 86.6% (H23) →	100% (H26)	子ども福祉課
10代の人工妊娠中絶実施率 (15～19歳人口千対) * ³ … 6.5% (H23) →	減少させる (H26)	子ども福祉課
10代の性感染症の報告数 (1定点医療機関あたり) * ³		
①性器クラミジア感染症 … … … ①2.31 (H23) →	減少させる (H26)	
②淋菌感染症 … … … ②2.13 (H23) →	減少させる (H26)	健康増進課
③尖圭コナゴロマ … … … ③0.38 (H23) →	減少させる (H26)	
④性器ヘルペスウイルス感染症 … … … ④0.50 (H23) →	減少させる (H26)	
葉物乱用防止教室の実施率 (公立小・中学校、高校) * ³ … 73.6% (H23) →	80% (H26)	保健体育課

重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合 … 75.3% (H23) →	100% (H29)	男女共同参画室
「配偶者暴力防止計画」(DV防止計画)の策定市町村の割合 … 16.3% (H23) →	100% (H29)	男女共同参画室
配偶者暴力相談支援センターを設置する市町村の数 … … 1町 (H23) →	5市町 (H29)	男女共同参画室

重点目標6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

県の審議会等委員への女性の登用率 … … … 33.9% (H23) →	40% (H29)	男女共同参画室
管理職任用標準試験の全受験者に占める女性の教職員の割合 … … 18.3% (H23) →	30% (H29)	教職員課
ポジティブ・アクションに取り組む事業所の割合 … … 34.8% (H22) →	40%超 (H29)	雇用労政課
女性農業経営士の認定者数* ⁴ … … … 341 人 (H23) →	400人 (H29)	経営技術課

設 定 項 目	現状(年度)	目標(年度)	所管課・室
重点目標7 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進			
家族経営協定締結数*4	1,735戸(H23) → 2,200戸(H29)	2,200戸(H29)	経営技術課

重点目標8 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進
男性の育児休業取得率*3
かごしま子育て応援企業登録数*3
乳幼児の一時預かりを実施する施設数*3
地域子育て支援拠点の設置数*3
休日保育を実施する保育所数*3
放課後児童クラブの設置数*3
保育所入所待機児童数*3
延長保育を実施する保育所数*3
病児・病後児保育を実施する施設数*3
ファミリー・サポート・センターの設置数*3

重点目標9 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進
鹿児島県男女共同参画センターに登録されている
男女共同参画の推進に取り組む団体の数
鹿児島県男女共同参画地域推進員が 設置されている市町村の割合

(注) 数値目標等が設定されている計画等

*1 「健康かごしま21」〔平成25年度～平成34年度〕

*2 「鹿児島県がん対策推進計画」〔平成25年度～平成29年度〕

*3 かごしま子ども未来プラン（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）〔平成22年度～平成26年度〕

*4 農山漁村における男女のパートナーシップの確立に関する指標

資料編

1 用語解説

用語	解説
あ 新しい公共	従来は官が独占してきた領域を「公（おおやけ）」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担つたりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。「新しい公共」がめざす社会は、国民の多様なニーズにきめ細かく応えるサービスが、市民、NPO、企業等によりムダのない形で提供され、また、一人ひとりの居場所と出番があり、人に役立つ幸せを大切にする社会（内閣府「新しい公共事業支援事業の概要」H23.3.10）
M字カーブ	日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30代を谷とし、20代後半と40代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。 なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（国第3次男女共同参画基本計画）
エンパワメント	誰もが生まれながらに持っている本来の個性や力を十分発揮できるよう社会の在り方を変えることを前提として、社会的制約や様々な抑圧によって発揮されていなかった自分の力への信頼と尊厳を回復すること 一方、「エンパワーメント」は、よりよい社会へと変えていく力、責任を持った主体として社会を築いていく力を身につけること
か 鹿児島県男女共同参画週間	県民の間に広く男女共同参画についての関心を高め、理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、県男女共同参画推進条例に基づき設けられた週間（毎年7月25日から同月31日まで）。県では、この週間に、その趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。 なお、国においては毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としている。
鹿児島県男女共同参画推進条例	男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めている。（平成13年12月21日制定、平成14年1月1日施行）
鹿児島県男女共同参画センター	男女共同参画社会を形成するための総合的な活動拠点として、平成15年4月にかごしま県民交流センター内に設置され、①男女共同参画社会づくりに向けた各地域での自主的な取組の促進やネットワーク形成を図るための交流促進、②男女共同参画に関する意識啓発、推進役となる人材の養成、就業支援のための学習・研修、③男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題についての相談、④男女共同参画に関する情報の収集・提供、⑤配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護（一時保護を除く。）等の各種事業を実施している。
鹿児島県男女共同参画地域推進員	地域において、男女共同参画社会の正しい理解の浸透を図り、男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進するため、男女共同参画の推進役となる人材を養成し、知事が委嘱する制度を平成20年度に創設。地域における男女共同参画に関する普及・啓発や情報提供、県や市町村が実施する事業への協力等、県や市町村と協働して男女共同参画を推進する活動を行っている。

用語	解説
鹿児島県配偶者暴力防止計画（鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画）	配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な方針や暴力を許さない社会づくりや安心して相談できる体制整備、被害者の自立支援等の施策の実施内容等に関する事項を定めている計画。（平成18年3月策定（平成21年3月改定）） なお、市町村においても同様の計画を策定する努力義務が課せられている。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境等について、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決める協定
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるこを通して、キャリア発達を促す教育。なお、キャリアとは、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね（中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日））
漁業士	優秀な漁業の担い手の育成・確保を図るため、地域において意欲的な漁業に取り組み、中核的漁業者として活動している青年を「青年漁業士」、また、優れた漁業経営を行い、漁村青少年の育成に指導的役割を果たしている者を「指導漁業士」として、知事が認定した漁業者
交際相手からの暴力	結婚していない親密な関係にある男女の間に起きる暴力で、一般的に「デートDV」といわれている。 配偶者からの暴力と同様、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・束縛するといった精神的暴力、お金を返さない・お金やプレゼントを要求するといった経済的暴力、性行為を強要する・避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形で起こる。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと（国第3次男女共同参画基本計画）
さ ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。（国第3次男女共同参画基本計画）
周産期医療	周産期（妊娠22週から出生後7日未満）に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。（国第3次男女共同参画基本計画）
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。

用語	解説
女性健康支援センター	女性がその健康状態に応じ、的確に自己管理を行うことができるよう、相談体制の整備を図り、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的に、県保健所等に設置。思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、望まない妊娠を含む妊娠出産についての悩み、女性の健康に対する相談指導や情報提供を行っている。
女性に対する暴力をなくす運動	内閣府が主唱し、関係省庁とともに、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの期間を定めて、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として、実施される。 県ではこの期間に、市町村、関係機関・団体と連携し、女性に対する暴力を容認しない社会認識を醸成するための広報・啓発活動に取り組んでいる。
女性農業経営士	農業経営に積極的に参画し、農家生活や農業経営・労働管理等の高度な知識や技術を有し、自らの農業経営や地域農業の課題解決に積極的に取り組み、発言力や実践力のある地域のリーダー的女性として、知事が認定した女性の農業者
人身取引	搾取の目的で、暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、欺もう（詐欺的行為で相手を錯覚に陥らせること）、権力の濫用若しくはぜい弱な立場に乗すること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、藏匿（隠匿）し、又は收受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隸化若しくはこれに類する行為、隸属又は臓器の摘出を含める。（人身取引議定書）
スーパービジョン	相談者が抱える多様な問題に対して、相談員等が相談者の訴えを明確に把握し、相談者に適した対応をしているかどうかを、専門家である第三者の目を通して検討すること
性的指向	人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。（国の第3次男女共同参画基本計画）
青年林業士	将来における地域林業の担い手として期待される農山村青年を、林業技術の高度化に対応できる優れた林業後継者として育成し、地域林業振興の中心的担い手として知事が認定する。
セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。
積極的改善措置 (ポジティブ・アクション)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいすれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること（男女共同参画社会基本法第2条第2号参照）（国の第3次男女共同参画基本計画）
総合周産期母子医療センター	母体・胎児にリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供とともに、他の施設と連携し、地域の医療機関や地域周産期母子医療センター*からの救急搬送を受け入れるなど、周産期医療における中核的な役割を担っている医療機関

用語	解説
た ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国第3次男女共同参画基本計画)
男女共同参画社会	すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、男女共同参画社会基本法第2条第1号においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。
男女共同参画社会基本法	将来に向かって男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的に推進するため制定された法律(平成11年6月23日施行) 男女共同参画社会の形成についての基本理念、国・地方公共団体及び国民の責務、基本的施策について規定している。
男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図るために措置を推進するために制定された法律(昭和61年4月1日施行) 労働者の募集、採用、配置・昇進、福利厚生、定年・退職等における男女間の差別の禁止等について規定している。
男女別等統計(ジェンダー統計)	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計(国第3次男女共同参画基本計画)
地域コミュニティ	住民の身近な生活圏。都道府県や市町村といった行政区画とは異なる概念。住民の活動を主たる対象とし、活動に応じて町内会、自治会、校区等、様々な範囲が想定される。(国第3次男女共同参画基本計画)
地域周産期母子医療センター	人工換気装置を用いた呼吸管理やけいれんに対する常時の治療、糖尿病等を有するハイリスク妊婦の分娩を行うなど比較的高度の医療を提供するとともに、地域の医療機関からリスクの高い妊婦を受け入れたり、高度な周産期医療に対応する総合周産期母子医療センター*等に妊婦や新生児を搬送するなど、地域の拠点としての役割を担っている医療機関
テレワーク	情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク(例:在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィスでの勤務)と、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワーク(例:SOHO、在宅ワーク)に大別される。
な ニート	総務省が行っている労働力調査における、15~34歳で、非労働力人口(15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者)のうち家事も通学もしていない人(厚生労働省) ニート(NET)とは、Not in Education, Employment or Trainingの頭文字で、1999年にイギリスの内閣府が作成した調査報告書が由来(厚生労働省「平成17年版労働経済白書ー労働経済の分析ー」)

用語	解説
は 配偶者等からの暴力	<p>配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者（パートナー）からふるわれる暴力のことで、一般的に「ドメスティック・バイオレンス（DV）」といわれている。</p> <p>殴る・蹴るといった身体的暴力だけではなく、怒鳴る・無視する・交友関係を監視するといった精神的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。</p> <p>なお、配偶者暴力防止法*における、「配偶者からの暴力」は、配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。</p>
配偶者暴力防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律（平成13年10月13日（一部14年4月1日）施行、平成16年・平成19年改正）</p> <p>都道府県における計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置、保護命令制度等が規定されている。</p>
配偶者暴力相談支援センター	<p>配偶者暴力防止法*第3条の規定により都道府県に設置が義務づけられている施設（市町村は努力義務）で、被害者の相談に応じ、自立支援のための情報提供等の援助を行う中核的な相談・支援機関</p> <p>平成25年3月現在、県内では県女性相談センター、県男女共同参画センター、各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部並びに知名町配偶者暴力相談支援センターの計10箇所が指定されている。</p>
バリアフリー	高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁、全ての障壁を除去するという考え方のこと（国の第3次男女共同参画基本計画）
ひきこもり	様々な要因の結果として社会参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6箇月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）を指す現象概念。なお、ひきこもりは原則として統合失調症の陽性あるいは陰性症状に基づくひきこもり状態とは一線を画した非精神病性の現象とするが、実際には確定診断がなされる前の統合失調症が含まれている可能性は低くないことに留意すべきである。（「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」厚生労働省科学研究費補助金こころの健康科学研究事業）
ファミリー・サポート・センター	仕事や行事、通院等による変動的な保育や介護のニーズに対応するため、援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、地域において育児・介護に関する相互援助活動を行う会員制の組織（平成25年3月現在、県内に設置されているファミリー・サポート・センターは、育児に関する相互援助活動を実施）
不妊専門相談センター	不妊に悩む夫婦等に対し、専門的な相談や心理的支援及び不妊をめぐる自己決定への支援を行うための相談体制の整備を図ることを目的として、県保健所（一般相談）と鹿児島大学病院（専門相談）を設置している。不妊治療費助成制度の説明や一般的・専門的な不妊治療に伴う悩みや不安等の相談に対応している。
フリーター	15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学も就業内定もしていない「その他」の人（厚生労働省）

用語	解説
母子家庭等就業・自立支援センター	県母子寡婦福祉連合会が指定を受け、母子家庭の母等（夫の暴力により家を出している事例等で婚姻の実態が失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）を対象に、就労支援事業を実施している。
ま め	メディア・リテラシー
ら	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
わ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

2 男女共同参画社会の形成の促進に関する国内外及び本県の動き(年表)

年	国連関係	日本	鹿児島県
1945 (昭和20)	○国際連合発足		
1946 (昭和21)	○国連婦人の地位委員会設置	○第22回総選挙で初の婦人 参政権を行使 ○「日本国憲法」公布	
1948 (昭和23)		○労働省発足、婦人少年局設 置	
1967 (昭和42)	○婦人に対する差別撤廃宣言		
1972 (昭和47)	○1975年を「国際婦人年」とすると宣言		
1975 (昭和50)	○第1回国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) ○「世界行動計画」採択	○婦人問題企画推進本部及び 婦人問題企画推進会議設置 ○総理府婦人問題担当室設置 ○「育児休業法」成立（昭和 51年施行、女子教員・看 護婦・保母を対象）	
1976 (昭和51)	○「国連婦人の10年」始まる	○「民法」改正・施行（婚氏統 称制度）	
1977 (昭和52)		○「国内行動計画」策定〔昭和 52～昭和61年〕 ○国立婦人教育会館（現国立 女性教育会館）開館	
1979 (昭和54)	○「女子に対するあらゆる形 態の差別撤廃条約（女子差 別撤廃条約）」採択		○女性問題の窓口を青少年婦 人課に設置 ○婦人関係行政推進連絡会議 及び婦人問題懇話会設置
1980 (昭和55)	○国連婦人の10年中間年世 界会議（第2回世界女性会 議（コペンハーゲン）） ○「国連婦人の10年後半期 行動プログラム」採択	○「女子差別撤廃条約」署名 ○「民法」及び「家事審判法」 改正（配偶者の相続分引き 上げ）	○婦人の生活実態と意識調査 実施 ○第1回「婦人の船」中国へ 派遣
1981 (昭和56)	○「女子差別撤廃条約」発効 ○「ILO第156号条約（家 族の責任を有する労働者条 約）」採択	○「国内行動計画」後期重点 目標決定	○「鹿児島県婦人対策基本計 画」策定〔昭和56年度～昭 和60年度〕
1984 (昭和59)		○「国籍法」及び「戸籍法」改正 (国籍の父母両系主義採用)	
1985 (昭和60)	○国連婦人の10年最終年世 界会議（第3回世界女性会 議（ナイロビ）） ○「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	○生活保護基準額の男女差別 解消 ○「国民年金法」改正（女性の 年金権の確立） ○「男女雇用機会均等法」公 布（昭和61年施行） ○「女子差別撤廃条約」批准	○鹿児島県新総合計画に「婦 人の地位向上の推進」を掲 げる ○広報誌「かごしまの婦人」発 刊〔昭和60年～平成元年〕

年	国連関係	日本	鹿児島県
1986 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> ○「労働基準法」改正（女子保護規定一部廃止、母性保護規定の拡充） ○婦人問題企画推進本部拡充（構成を全省庁に拡大） ○婦人問題企画推進有識者会議開催 	
1987 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 	
1989 (平成元)			<ul style="list-style-type: none"> ○「女性問題に関する県民意識調査」実施 ○広報誌「かごしまの女性」発刊〔平成元年～平成3年〕
1990 (平成2)	○国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略の第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		<ul style="list-style-type: none"> ○婦人政策室設置
1991 (平成3)		<ul style="list-style-type: none"> ○「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改訂 ○「育児休業法」公布（平成4年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人政策室を女性政策室に改称 ○「鹿児島女性プラン21」策定〔平成3年度～平成12年度〕 ○鹿児島女性プラン21推進会議及び鹿児島県女性行政連絡会議設置
1992 (平成4)	○国連環境開発会議（リオデジャネイロ）	<ul style="list-style-type: none"> ○婦人問題担当大臣任命 	<ul style="list-style-type: none"> ○広報誌「ハーモニー」発刊〔平成4年～平成16年〕
1993 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ○世界人権会議「ウィーン宣言」採択 ○「女子に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学校での家庭科の男女必修完全実施 ○「パートタイム労働法」公布・施行 	
1994 (平成6)	○国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	<ul style="list-style-type: none"> ○高校での家庭科の男女必修完全実施 ○総理府男女共同参画室設置 ○男女共同参画審議会設置 ○男女共同参画推進本部設置 	
1995 (平成7)	○第4回国連世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	<ul style="list-style-type: none"> ○「育児・介護休業法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿児島県「女性の翼」団員を世界女性会議・NGOフォーラムへ派遣 ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施
1996 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ○「男女共同参画ビジョン」答申 ○「男女共同参画2000年プラン」策定 ○「優生保護法」を一部改正し、「母体保護法」公布・施行 	

年	国連関係	日本	鹿児島県
1997 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画審議会設置法」により男女共同参画審議会設置 ○「男女雇用機会均等法」改正（母性保護は平成10年に、その他は平成11年に施行） ○「労働基準法」改正（平成11年施行）（深夜・休日・時間外労働における女性就業規制の撤廃） ○「介護保険法」公布（平成12年施行） 	
1998 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法」についての答申 	
1999 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ○第43回国連婦人の地位委員会「女子差別撤廃条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ○「食料・農業・農村基本法」公布・施行（女性の参画促進を規定） ○農林水産省「農山漁村男女共同参画推進指針」発表 ○「少子化対策推進基本方針」決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○「かごしまハーモニープラン」策定（平成11年度～平成20年度） ○かごしまハーモニープラン推進懇話会及び男女共同参画推進本部設置
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ○国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）「政治宣言及び成果文書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ○「男女共同参画基本計画」策定 ○「児童虐待防止法」公布・施行 ○「ストーカー規制法」公布・施行 	
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ○内閣府に男女共同参画会議及び男女共同参画局設置 ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 ○第1回男女共同参画週間（6月23～29日） ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○女性政策室を男女共同参画室に改称 ○「鹿児島県男女共同参画推進条例」公布（平成14年施行） ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施
2002 (平成14)		<ul style="list-style-type: none"> ○「健康増進法」公布（平成15年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿児島県男女共同参画審議会設置 ○婦人相談所（現女性相談センター）を配偶者暴力相談支援センターに指定
2003 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ○第29会期国連女子差別撤廃委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画推進本部「女性のチャレンジ支援策の推進について」決定 ○「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 ○「少子化社会対策基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ○青少年女性課と男女共同参画室を再編し、青少年男女共同参画課を設置 ○かごしま県民交流センター設立に併せ、男女共同参画センターを設置

年	国連関係	日本	鹿児島県
2004 (平成16)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（「配偶者からの暴力」の定義の拡大、都道府県への基本計画の策定義務化等）	○配偶者等からの暴力対策会議設置
2005 (平成17)	○第49回国連婦人の地位向上委員会「北京+10」（ニューヨーク）	○「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006 (平成18)		○「男女雇用機会均等法」改正（性別による差別禁止の範囲拡大、間接差別規定の導入等） ○東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 ○男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定
2007 (平成19)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等、平成20年施行） ○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	○各地域振興局及び各支庁の保健福祉環境部（7箇所）を配偶者暴力相談支援センターに指定 ○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施 ○婦人相談所の移転及び女性相談センターへの名称変更
2008 (平成20)		○男女共同参画推進本部「女性の参画加速プログラム」決定	○「鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔平成20年度～平成24年度〕
2009 (平成21)		○「育児・介護休業法」改正（子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働（残業）の免除の義務化等）	○男女共同参画室設置 ○「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定
2010 (平成22)		○「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」改定 ○「第3次男女共同参画基本計画」策定	
2011 (平成23)	○UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足		○「鹿児島の男女の意識に関する調査」実施
2012 (平成24)		○「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～」策定	○鹿児島県男女共同参画基本計画中間評価
2013 (平成25)			○「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」策定〔平成25年度～平成29年度〕

3 男女共同参画社会基本法

目次

平成 11 年法律第 78 号

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かつて国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
 - (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第2号の議員は、再任されることがある。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以

外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 鹿児島県男女共同参画推進条例

目次

平成 13 年 12 月 21 日公布
平成 13 年鹿児島県条例第 56 号

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止(第9条)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会(第17条—第24条)

附則

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまで、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

- 第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣習が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
 - 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
 - 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

- 第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

- 第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

- 第6条** 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

- 第7条** 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、

及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。

3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会**(審議会)**

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

（1） 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。

（2） 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第18条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者の中から知事が任命する委員20人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第24条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附 則(平成21年3月27日条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

5 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54年(1979)年12月18日：国際連合総会採択
 昭和56年(1981)年 9月 3日：国際連合総会発効
 昭和60年(1985)年 6月25日：日本国批准
 同 年 7月 1日： // 公布
 同 年 7月25日： // 発効

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣言していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適當な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適當な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適當な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適當な立法その他の措置（適當な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適當な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適當な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部**第7条**

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に關係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻

を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準する社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分婏及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所

への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に平衡に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿(これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。)を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いすれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いすれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いすれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

第2次鹿児島県男女共同参画基本計画

平成25年3月策定

鹿児島県県民生活局男女共同参画室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL099-286-2634 FAX099-286-5541

URL <http://www.pref.kagoshima.jp/kurashi-kankyo/jinken/index.html>

E-mail harmony@pref.kagoshima.lg.jp

